

第3期

飯田市地域福祉計画

飯田市地域福祉活動計画

(原案)

誰もが生涯を通じて

その人らしく暮らすまちをつくる

～ 支え合いが感じられる心豊かなまちづくり ～

令和7年度～令和10年度

飯 田 市

飯田市社会福祉協議会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画の位置付け	1
2	計画策定の背景	1
3	地域福祉の考え方	2
4	計画の期間	2
5	計画の進行管理	2
第2章	飯田市地域福祉計画の基本的な考え方	
1	基本理念	4
2	基本方針	4
3	重点取組	5
第3章	第2期重点事業の評価	
1	見守り支え合いの仕組みづくり	7
2	地域における生活課題解決への支援	7
3	自立に向けての支援	8
4	地域共生への環境づくり	8
5	生き生きと暮らせるコミュニティづくり	9
6	福祉に係る人材育成	10
7	産み育てやすい地域づくり	11
第4章	地域福祉推進のための重点取組	
1	見守り支え合いの推進	13
2	地域における生活課題解決への支援	14
3	自立した生活を営むための支援	15
4	人と人がつながる暮らしと生きがいづくりの推進	16
5	いきいきと暮らせるコミュニティ、それぞれの居場所づくりの推進	16
6	福祉・ボランティアに関わる人材育成の推進	17
7	地域でこどもの成長を育む環境づくりへの支援	18
8	それぞれの出会いの場の充実	18
第5章	地域福祉の推進の体制	
1	地域住民に期待する役割	20
2	まちづくり委員会等に期待する役割	20
3	民生児童委員（福祉委員）に期待する役割	20
4	民間事業者、社会福祉法人、NPO法人、ボランティアに期待する役割	20
5	飯田市社会福祉協議会の役割	21
6	行政の役割	21
7	重層的支援体制の整備	21
第6章	重点取組を推進するための活動計画	
1	見守り支え合いの推進	23
2	地域における生活課題解決への支援	28
3	自立に向けての支援	32
4	人と人がつながる暮らしと生きがいづくりの推進	35
5	いきいきと暮らせるコミュニティ、それぞれの居場所づくりの推進	39
6	福祉・ボランティアに関わる人材育成の推進	42
7	地域でこどもの成長を育む環境づくりへの支援	47
8	それぞれの出会いの場の充実	49

第7章 飯田市再犯防止等推進計画

1	計画策定の趣旨（背景）	51
2	計画の位置付け	51
3	計画の期間	51
4	飯田市の現状	52
5	取組方針	53
6	推進する施策	53
7	計画の点検及び評価	55
8	犯罪被害者等の支援について	55
9	更生保護団体について	56

資料編

1	飯田市社会福祉審議会本部会委員名簿	作成中
2	飯田市社会福祉審議会本部会の開催状況	作成中
3	地区等との意見交換の開催状況	作成中
4	福祉相談窓口一覧	作成中

第1章 計画の策定にあたって

計画の概要

1 計画の位置付け

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画からなります。

市町村地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。

飯田市では、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、地域における高齢者福祉・障がい者福祉・児童福祉・その他の福祉の分野における共通的な事項を内包する計画とします。

また、いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）に掲げたビジョンの実現を目指し、地域福祉の推進に関する事項を具体化する分野別計画に位置付けます。

本計画は、第1期及び第2期と同様に飯田市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に策定し、お互いに連携しながら地区の取組を支援し、本市における地域福祉の推進を図るとともに、今回から、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定による「飯田市再犯防止推進計画」を計画に包含し取組を推進します。

2 計画策定の背景

飯田市では、第1期及び第2期の飯田市地域福祉計画を「いいだ未来デザイン2028」の分野別計画に位置付け、地域の支え合いや住民相互の助け合いにより、安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進してきました。

国の目指す地域共生社会の実現に向けて、少子化高齢化、核家族化の進展による地域課題への対応、近隣同士のつながりの希薄化が進み、8050問題、ひきこもり、ヤングケアラーなど、複合的な課題を抱えた方や医療的ケアや強度行動障害など個別のニーズに対する支援が求められています。

しかし、人口減少、自治組合加入率の低下、コロナ禍における地域活動の停滞などにより、孤独・孤立への対策や民生児童委員をはじめとした担い手の確保が難しくなるなど、地域での支え合いの基盤が弱くなっている現状があります。

こうした地域社会の変容と、直面する新たな課題（対応すべき課題）を踏まえ、今後益々多様化していく福祉課題・ニーズに対応するため、本計画では第1期、2期と同様に、飯田市が策定する理念と仕組みを掲げた「地域福祉計画」と、活動・行動を具体化するために飯田市社会福祉協議会や福祉関係者等が共に策定する「地域福祉活動計画」を

車の両輪として連携させ、各福祉分野にとらわれない横断的な支援より、地域福祉を推進していきます。

また、市内 20 地区の基本構想の実現に向けた取組や地域福祉課題検討会、各地区地域福祉コーディネーターの活動により把握された様々な課題について、課題解決に取り組むとともに、地域共生社会の実現に向け、地域福祉の更なる推進のための計画として策定します。

データ掲載予定 【飯田市の人口推移】
【飯田市の世帯数】
【飯田市の高齢者の一人暮らし世帯数】
【組合加入率の推移】
【障害者の状況】
【ひとり親家庭の状況】 など

3 地域福祉の考え方

地域福祉とは、それぞれの地域において住民が安心して暮らせるよう、人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係性やその仕組みをつくっていくことです。

少子化高齢化が進み、これからのまちづくりは、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

そのためには、さまざまな生活課題について、住民一人一人の努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助・互助）、公的な制度（公助）の調和をとりながら、解決していくことが重要です。

4 計画の期間

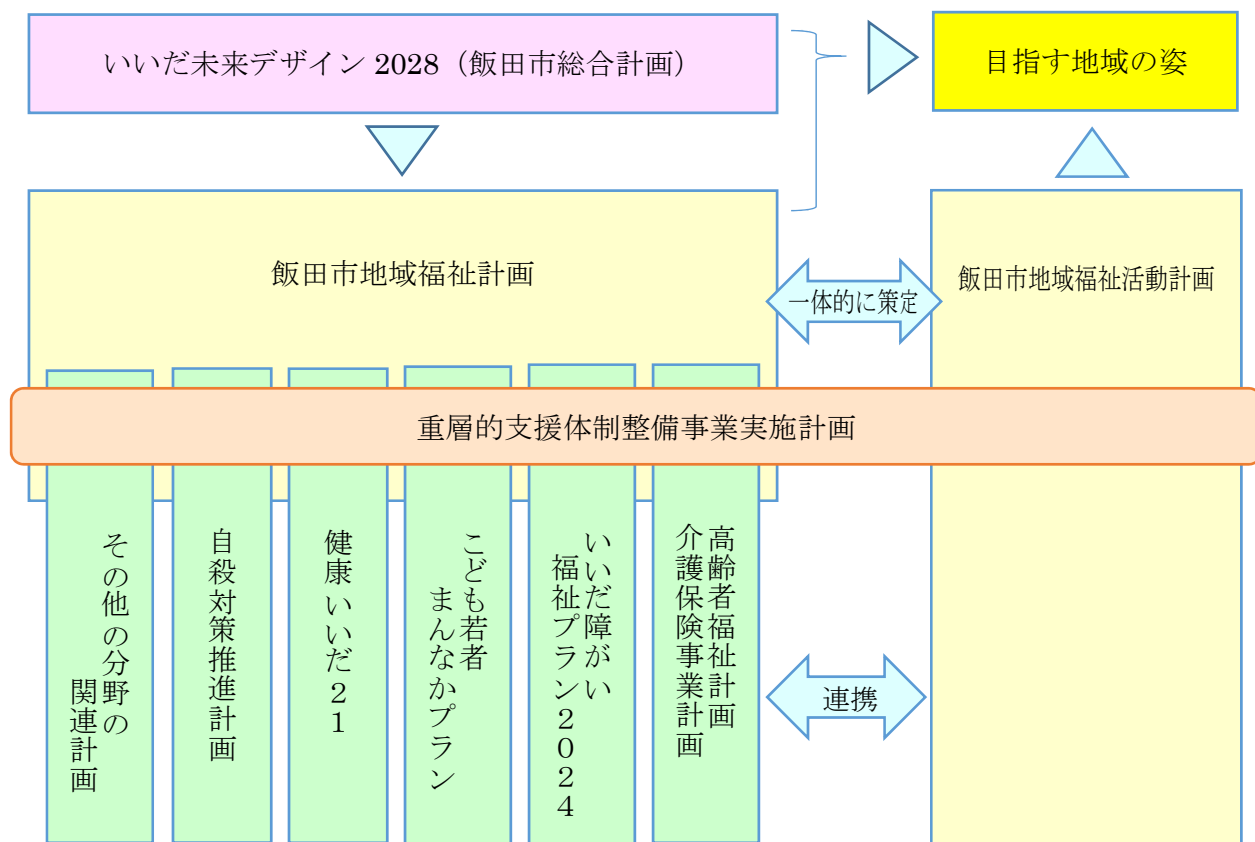
令和 7 年度から令和 10 年度までの 4 年間とし、いいだ未来デザイン 2028 の周期と合わせます。

5 計画の進行管理

この計画の進行管理は、飯田市社会福祉審議会条例の規定に基づき地域福祉の推進に関する事項について調査及び審議を行う場である、飯田市社会福祉審議会本部会にて行っています。

8 つの重点取組を中心として取組内容の実行、評価、見直しで行う P D C A サイクルにより、進行管理に毎年取り組みます。

～ 地域福祉計画の位置づけ：地域福祉計画と諸計画の関係性・イメージ ～



第2章 飯田市地域福祉計画の基本的な考え方

1 基本理念

「誰もが生涯を通じてその人らしく暮らすまちをつくる」

～ 支え合いが感じられる心豊かなまちづくり ～

誰もが住み慣れた地域で、互いに尊重し合い、心地よく、自分らしく生き生きと安心して暮らすことができ、地域の力と公的な支援体制が協働して、誰一人取り残されることのない、支え合いが感じられる地域共生社会の実現を目指すことを、本計画の基本理念とします。

2 基本方針

本計画の基本理念を実現するため、以下の4つを基本方針に掲げて取組を推進します。

○基本方針1 安心して暮らせるまちづくり

年齢や障がいの有無等にかかわらず、全ての人が住み慣れた地域でその人らしい安心した生活を送ることができるよう、一人の人間として尊重され、多様な個性を認め合い、共に生活することができる社会を目指します。

○基本方針2 支え合いが感じられるまちづくり

同じ地域で暮らす住民が、地域の課題を共有する中で、支えられながらも他の誰かを支えることができる関係づくりにより、誰もが心地よく暮らすことができるよう、地域における新たな支え合いの仕組みを進めていきます。

○基本方針3 健やかに暮らせるまちづくり

地域住民の誰もが生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていけるように、一人一人が生きがいを持ち、健康で文化的な社会を共に創っていくことができる地域づくりを進めていきます。

○基本方針4 地域での気付きから支援につなぐまちづくり

隣近所の見守り、支え合い活動により生まれる、支援を必要としている人への気付きを、個々の課題に応じて適切な支援につなげていきます。

また、地域住民、社会福祉法人やNPO 法人などの社会福祉事業者、ボランティア団体、民間事業者、行政など様々な地域福祉の主体が、制度の狭間の課題への対応、各分野を横断する問題を抱える者への対応など、様々な課題解決のために一体となって協力する体制づくりを進めていきます。

【解説】

「地域共生社会」とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人が生きがいを持ち、皆が暮らしやすい地域を共に創っていくという考え方。

3 重点取組

基本方針の推進を図るため、集中的に取り組むべきものを8つの重点取組として掲げ、取組を推進していきます。

重点取組1 見守り支え合いの推進

- 推進項目 ○地域における福祉課題の把握の推進
- 地域福祉活動の理解と取組の推進
- 地域住民による福祉活動の推進

重点取組2 地域における生活課題解決への支援

- 推進項目 ○見守り支え合い活動における生活支援活動の推進
- 移動手段の課題解決に向けた地区の取組の強化
- 住民同士の助け合い活動の推進

重点取組3 自立した生活を営むための支援

- 推進項目 ○様々な生活課題の早期発見の仕組みづくりの推進
- 課題解決に向けた住民活動の推進
- 自立に向けた環境づくり

重点取組4 人と人がつながる暮らしと生きがいづくりの推進

- 推進項目 ○障がい児・者への理解促進と共生の環境づくりの推進
- 地域での障がい児・者の在宅生活の継続への支援
- 障がい児・者が社会参加できる環境の整備の推進
- 高齢者が活躍できる環境の整備の推進

重点取組5 いきいきと暮らせるコミュニティ、それぞれの居場所づくりの推進

- 推進項目 ○健康寿命の延伸に向けた地域の取組の推進
- 地域で取り組む健康づくり活動の推進

重点取組6 福祉・ボランティアに関わる人材育成の推進

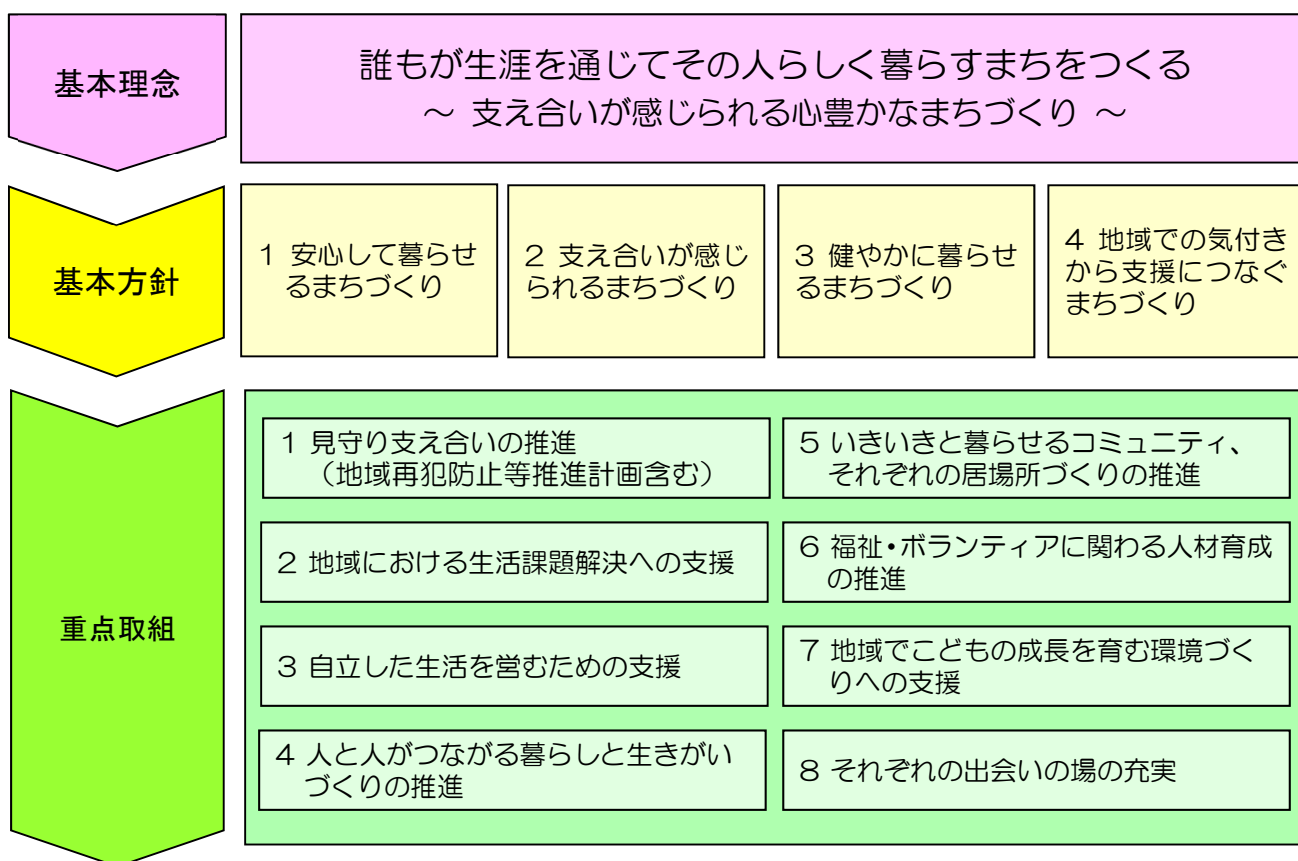
- 推進項目 ○地域における福祉人材育成の推進

重点取組 7 地域でこどもの成長を育む環境づくりへの支援

- 推進取組
- ライフステージに応じた切れ目ない支援の推進
 - こども・子育てを尊ぶ地域づくりの推進
 - きめ細やかな伴走支援の充実

重点取組 8 それぞれの出会いの場の充実

- 共に支え合う未来のパートナーづくりの推進
- 結婚相談員の活動の支援



飯田市地域福祉計画の基本理念である「誰もが生涯を通じてその人らしく暮らすまちをつくる」～ 支え合いが感じられる心豊かなまちづくり ～は、2015年9月に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）の基本理念である「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現とも合致しています。

第3章 第2期重点事業の評価

第2期計画の7つの重点取組について、以下のように振り返りと評価を行いました。

No.1 見守り支え合いの仕組みづくり

【取組内容】

- ・住民支え合いマップの作成・更新

市内各地区において、まちづくり委員会（健康福祉委員会など）や民生児童委員協議会などと地域住民の協働により、住民支え合いマップの作成・更新に取り組みました。

- ・個別避難計画の作成

災害弱者といわれる、要介護者、障がい者、難病者など、『避難行動要支援者名簿』に登載された方を対象に、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画の作成に取り組みました。

- ・先進取組事例の横展開

地域福祉コーディネーターが調整役となり、身近な事例を他地区へ紹介し、主体的な実践活動の創出につなげるよう取り組みました。

- ・飯田市見守りネットワークによる地域見守り活動の推進

令和3年度7事業所、令和4年度1事業所と新たに締結しました。また、令和5年度には、コロナ禍で2年間開催できなかった事業所との連絡会を開催し、意見交換、事例の共有等を行いました。

【評価と課題】

- ・住民支え合いマップは、まちづくり委員会や民生児童委員等の協力のもと整備が進み、地域の見守り体制強化の足掛かりとして効果的に機能しています。マップに掲載される情報に関する地区ごとの違いを精査する必要があります。
- ・個別避難計画は、安否確認や避難状況、支援等実施者の役割が確認できることから、住民支え合いマップに、個別避難計画を作成している情報を掲載し、関連性を持たせて一体的に運用していく必要があります。
- ・地域における地域福祉コーディネーターの認知度を更に高めるとともに、自治振興センター職員と連携しながら、その役割をより効果的に発揮するよう努める必要があります。
- ・多くの目による地域の見守り体制を維持するために、現在締結している25事業所との見守り協定を継続する必要があります。
- ・地域の見守り、支え合いの要である民生児童委員や健康福祉委員に負担（感）が生じている現状があります。

No.2 『地域における生活課題解決への支援』

【取組内容】

- ・地域福祉コーディネーターの配置

市内20地区に地域福祉コーディネーターを配置し地域に根付いた地域福祉活動を推進しました。

- ・地域福祉課題検討会の開催

地域福祉コーディネーターのマネジメントにより、各地区において地域の福祉課題を洗い出し、地域住民、関係機関と情報共有し課題解決に向けた検討を行いました。

【評価と課題】

- ・地域福祉課題検討会で出された課題の検討を通じて、複数の地区で、地域の支え合い活動として、近隣住民によるごみ出し支援や福祉有償運送が立ち上がりました。
- ・地域福祉コーディネーターが、地域福祉活動を進めるツールとして先進事例等の動画を制作し、地域の福祉課題解決に向けた活動のヒントに活用することができました。
- ・各地区の地域課題に対し、解決に向けて引き続き取り組む必要があります。

No.3 『自立に向けての支援』

【取組内容】

・「福祉まるごと相談窓口」の設置

令和3年4月に窓口を設置し、断らない相談窓口としての機能を強化し、個々が抱える課題に向き合い、社会的な孤立を防ぐよう努めました。

・ふれあいサロン活動

地域からの孤立の防止のために、サロンへの参加を促しました。

・ひきこもり支援

ひきこもりの家族学習会を開催し、参加家庭同士で情報共有を図り、「ひきこもり」について正しく理解してもらうよう働きかけました。また、ひきこもりの家庭を中心にアウトリーチの一環で訪問活動支援を行いました。

・生活困窮者支援

飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」と連携し、困窮に陥る前の段階で早期の支援に努めました。また、就労準備支援事業では、就労による経済的自立に向けた支援を行いました。

【評価と課題】

- ・ひきこもり家族学習会の開催やアウトリーチ支援を通じて、行政がひきこもり家庭と徐々に関わりを持てるようになってきています。
- ・様々な生きづらさや暮らしづらさを抱える人々に対して、公的な支援だけでは対応が困難であり、地域社会の変容と直面する課題に対応できるよう、地域を巻き込んだ地域福祉推進体制づくりを進めていく必要があります。
- ・複合化、複雑化した課題に対応するためには、関係機関や地域の理解と十分な連携体制等の確立が必要であり、特に地域との関係の構築が重要課題です。
- ・こどもの貧困を「生活困窮」の側面だけで捉えるのではなく、自己肯定感を持ち将来を描くことができるような体験や経験等の提供を検討する必要があります。

No.4 『地域共生への環境づくり』

【取組内容】

- ・障がいに対する理解の推進

広報いいだで特集を組むなど、広報活動を実施しました。また、障がい者文化芸術作品展を開催したほか、ムトスぷらざに障がい者アート作品展を常設で展示しました。

・障がい者の社会参加の促進

東京 2020 パラリンピックを契機として、ボッチャなどのパラスポーツの普及啓発に取り組みました。地域のスポーツ推進委員の協力を得て、各地区の公民館において体験会を行いました。

ニュースポーツフェスティバルに、障がい者も補助具を利用して参加しました。また、南信州広域連合自立支援協議会の仕事部会において、障がい者の就労に関する研修や学習会、事業所見学を行うなど、分かりやすく利用しやすい相談や情報提供の仕組みを研究しました。

中心市街地の公共施設におけるバリアフリースイールの情報を収集し、オープンデータとして市ウェブサイトで公開しました。

ユニバーサルデザインセミナーを開催し、市民等がユニバーサルマナーの心遣いや行動の規範を学びました。

・地域包括ケアシステムの構築

医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組みました。地域包括支援センターを整備し、多職種連携による地域ケア会議を通じて、ネットワークを強化しました。

【評価と課題】

- ・発達障がいをテーマに広報いいだの特集記事、テレビ広報での啓発を行い、障がいへの理解を深める機会を提供しました。
- ・障がい者の文化芸術作品展は障がい者の作品発表の場として定着し、ムトスぷらざでの障がい者アート作品の常設展示は、障がい者の創作活動について、市民に広く知ってもらう機会となりました。
- ・ニュースポーツフェスティバルでは、障がいのある人となない人が一緒にスポーツを楽しむことで、障がいに対する理解を深める機会となりました。
- ・パラスポーツ体験等を通じて、障がいのある人となない人が地域で交流する機会を拡大しています。
- ・障がい者が積極的に社会参加できるよう、その手段、機会や場の更なる創出が必要です。
- ・バリアフリースイールマップの取組やユニバーサルデザイン研修等により、誰もが暮らしやすい環境整備に努めました。
- ・地域包括ケアシステムが実現したと明確に捉えることができない現状から、引き続きシステムの構築に取り組む必要があります。

No.5 『生き生きと暮らせるコミュニティづくり』

【取組内容】

・健康学習会

新型コロナウイルスの感染対策を行いながら、各地区の健康福祉委員会と一緒に、身近な場所で実施し地域での活動を展開しました。

地域にある既存のグループに対し健康学習会を実施しました。新型コロナウイルス感染症が5類になった令和5年5月からは積極的に活動を推進しています。

- ・**特定健診の受診啓発等**

各種媒体による特定健診の受診啓発と受診勧奨、特定保健指導の実施、重症化予防対象者への保健指導を実施しました。

- ・**食生活改善推進協議会の活動**

食生活改善推進協議会での伝達講習では、活動に制限ある時期は、オンラインでの講習に形を変える等活動を停滞させることなく取り組みました。

- ・**生きがいづくりの場**

いきいき教室等の通いの場において、歯科衛生士によるオーラルフレイル予防教室、栄養士による低栄養予防教室を行いました。

- ・**介護予防（フレイル予防）の意識醸成**

モデル地区における「通いの場」の再構築や、高齢者健康ポイント事業を契機として、介護予防につながる高齢者の「通いの場」への参加促進を図りました。健康ポイントは将来的にデジタル化を目指し、令和6年度はアプリによる実証実験を実施しました。

- ・**介護認定前の軽度者に対する重度化防止**

短期集中通所型及び訪問型サービスC事業の拡充、通所型サービスA及びB事業の内容の精査と充実に取り組みました。

【評価と課題】

- ・各地区の健康福祉委員会や既存のグループに対し、高血圧予防教室を実施し、血圧のコントロールの重要性を伝えることができました。
- ・プラステン講座、健康教室を、各地区の健康福祉委員会が主体となって実施することができました。
- ・食生活改善推進協議会が実施している地区伝達講習では「高血圧」に限らず、健康づくりに関する内容を取り入れ、地域住民へ広げていくよう取り組みました。
- ・国保特定健診受診率は目標値に達していませんが、年々上昇しています。特定保健指導の終了率は令和4年度72.3%、重症化予防対象者の保健指導率は95.9%であり、生活習慣病の発症予防と重症化予防を推進することができました。
- ・介護予防に力を入れて取り組んだ成果が、要介護認定者数の抑制と要介護認定出現率の低下の要因のひとつと捉えています。特に短期集中通所型及び訪問型サービスC事業では、利用者のうち約80%に身体機能の改善が見られました。
- ・将来的に高齢者世帯の増加が予測され、これらの世帯が孤立するおそれがあるため、地域コミュニティを活性化し、高齢者の孤立防止や社会参加に取り組む必要があります。

No.6 『福祉に係る人材育成』

【取組内容】

- ・**福祉教育活動**

飯田市社会福祉協議会を窓口として、市内小中学校で取り組んでいます。コロナ禍で実施が難しい時期もありましたが、令和3年度10事業、4年度7事業、5年度12事業実施しています。出前福祉講座では、福祉に関する理解を深めてもらいました。令和3年度

89 回延べ参加者 2,474 人、4 年度 93 回 2,726 人、5 年度 103 回 3,007 人が受講しています。

・福祉人材の確保

飯田市ボランティアセンターでは、地域住民の地域福祉への理解を深めてもらうため、出前講座など地域で福祉を学ぶ機会を提供しました。

・介護人材の確保

側面的支援として介護関係の研修補助を継続し、令和 5 年度に広域連合と連携して年 2 回の「介護のしごと相談会」を開始したほか、令和 6 年度からの第 9 期介護保険事業計画では人材確保を重点課題に位置付け、新たな取組を開始しました。

・民生児童委員の活動推進

地域福祉の推進の要であり、地域住民の身近な相談相手とである民生児童委員（主任児童委員含む）への活動支援を行いました。

・ボランティアの活動推進

地域福祉活動における個人、NPO、ボランティア団体等への活動支援を行いました。

【評価と課題】

- ・児童生徒が福祉に関わる体験を通じてより深く取り組む福祉教育活動事業や、専門的な学習や体験を通して理解を深めてもらう出前福祉講座に取り組むことで、地域に根ざした福祉教育の継続と推進に寄与しています。
- ・介護関連の研修補助には毎年一定数の申請があり、また「介護のしごと相談会」の参加者が介護事業所に採用された事例が報告されました。取組が介護人材の確保に寄与できたものと捉えています。
- ・社会構造の変容に伴う労働人口の減少を背景に、介護人材は 2040 年に向けて大きく不足すると推計されています。外国人の介護人材確保に対する支援も視野に入れつつ、人材確保の取組を継続する必要があります。
- ・コロナ禍の影響や組合加入率の低下等による地域のつながりの希薄化、住民の直面する課題の複雑化・多様化に伴い、民生児童委員の負担感が強まっています。また、民生児童委員の改選時の選出における地域の負担感も大きくなっており、負担軽減に向けた取組を継続する必要があります。
- ・地域福祉活動における NPO、ボランティア団体等の活動は、地域性が色濃く反映されています。福祉分野におけるボランティア活動の広がりはあるものの、幅広く地域を支える福祉人材の確保、育成への継続した取組が必要です。

No.7 『産み育てやすい地域づくり』

【取組内容】

【取り組んだこと】

・「出会いの機会」の拡大

移住希望者を対象としたマッチングイベント「ご縁結び in 南信州いいだ」に取り組みしました。

“ながの結婚マッチングシステム”へ飯田市として参加し、結婚を希望する市民が、自ら積極的に未来のパートナー探しができる環境づくりを進めました。

- **こどもや子育ての孤立を防止**

養育相談、育成相談を実施し、家庭やこどもに関する悩みごとを聞くことでその思いを共有し、助言や関係機関との連携を図りました。

コロナ禍の状況下では、オンラインによる子育て講習会や子育て相談を実施し、「いいだ子育て応援アプリ」による各種の子育て情報を配信し、子育ての孤立化防止を図りました。

- **虐待や犯罪からこどもを守る**

児童虐待の通告を受付け、関係機関との連携の下、児童の安全を確保するとともに、家庭支援とケースの進行管理を行いました。

- **こどもの療育と発達支援**

こども発達センターひまわりの外来部門では、関係機関においてこどもの療育・育成相談・連絡体制の充実により、学童期の療育相談の依頼が増えており、小学校等への施設訪問指導を実施し、個別最適な発達支援・援助を実施しました。

こども家庭応援センター（ゆいきっず）は、令和5年度より改正児童福祉法及び母子保健法に基づく「こども家庭センター」として、新設こども家庭課（令和6年度からはこども未来健康部こども課）へ改組し、一層の母子保健と児童福祉の一体化を図り、乳幼児健診、健診後のフォローグループ面接、学級講座等での相談に応じるほか、養護相談、育成相談など、こども子育てに関する総合的な相談支援機関として機能充実を図りました。

さらに、2歳までの子育てママが語り合うトークイベントや親子で楽しめる保護者向けの学習会を開催しています。

- **子育てを地域で支え合う意識の醸成**

地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）は、地域のこども・子育てを中心とした重層的支援窓口として、市内12カ所（令和6年度からは11カ所）に配置しています。

なお、りんご庁舎のこども未来健康部に併設している「ゆいきっずひろば」は日曜日も開館しています。

【評価と課題】

- 「ご縁結び in 南信州いいだ」では、複数のカップルが成立するなど交際に発展するきっかけづくりができました。
- 結婚支援アドバイザーが登録希望者を支援して、飯田市結婚相談所の登録とながの結婚マッチングシステムに繋げることができました。
- 学級講座の開催やつどいの広場の開館日が増え、親子で出かける場や保護者の学びの場が増えました。
- 新型コロナウイルス感染症の流行した時期にもオンラインでの交流会や講座、子育て相談のほか、SNSを活用した情報発信や、令和4年度から子育て情報発信サービス「いいだ子育て応援アプリ」の本格運用を開始し、子育ての孤立解消につなげることができました。
- こども発達センターひまわりの外来相談部門では、外来相談、学童期の小学校等への施設訪問指導支援が進みました。
- 産み育てやすいまちの実感につながるよう、妊娠期からの途切れない相談体制や充実した支援体制、安心して出産できる環境の維持に努めていくことが必要です。

第4章 地域福祉推進のための重点取組

第2期計画の評価と課題から、第3期では以下の8つの重点取組を掲げ、計画を推進します。

1 見守り支え合いの推進（暮らしを支える見守り活動の推進）

【現状と課題】

地域を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化の進行や自治会加入率の低下、そして、コロナ禍の影響による人間関係の希薄化や高齢者の就労率の上昇などの新たな社会情勢の変化により地域福祉の担い手の確保が困難な状況です。

誰もが住み慣れた地域で安心して生活をするためには、同じ地域で暮らす住民同士が地域での役割を感じ、お互いに支え合えることができる地域の基盤を強化する必要があります。

そのためには、住民支え合いマップの活用や飯田市見守りネットワークを通じて、地域において支援を必要とする高齢者や障がい者などを把握し、地域の実情に沿った見守り支え合い活動を通じて孤立やひきこもりを防ぐなどの支援につなげていくことが必要です。

近年の気候変動に伴う豪雨等による災害に備え、避難等に支援を要する世帯の把握と対応を明確にしておくことが重要であり、住民支え合いマップの整備、活用や個別避難計画などによる見守り支え合いの必要性がますます高まっています。

また、支援を届けるべき子どもや、子育てに孤立感や不安を抱える親に対して、見守り支え合いを通じて必要な支援につなげられることも重要です。

【目指す姿】

- ・住民支え合いマップや個別避難計画により、高齢者や障がい者など支援を必要とする方に対する日常的な見守り支え合い活動により地域からの孤立を防ぎ、災害時の支援につなげます。
- ・飯田市見守りネットワークによる見守り活動を進めていきます。

【推進項目】

- ・まちづくり委員会（健康福祉委員会など）や民生児童委員が地域住民と協働して、高齢者・障がい者・子どもなどを見守り支え合えることができるまちづくりを進めます。
- ・住民支え合いマップや個別避難計画を活用して、高齢者などの安否確認の仕組み、災害時における要援護者の確認方法について地域で検討を進めます。
- ・地域福祉コーディネーターが調整役となり、身近な事例を他地区へ紹介し、主体的な実践活動の創出につなげます。

- ・飯田市見守りネットワークにおける民生児童委員の安否確認などへの協力や、まちづくり委員会と民生児童委員の連携を行います。
- ・自主防災組織を中心に、地域にある社会福祉法人やNPO法人などと災害時の支援体制について協議します。

2 地域における生活課題解決への支援

【現状と課題】

地域における生活課題は複雑化・多様化するとともに、従来の福祉制度の狭間の課題が生じています。これらの生活課題に的確に対応するために、地域の見守り支え合いによる課題の把握と、地域福祉課題検討会などの地域住民、関係団体、行政等の協働により、検討し解決を図る活動が必要となります。

現在多くの地区では、高齢者や障がい者などの中で、移動に支障をきたす方や、買い物に不自由を感じる方が増えています。また、社会問題化している高齢運転者による事故の多発や、免許返納により移動手段に制約を受ける高齢者も増加しています。このような方が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、地域での移送サービスの構築や買い物支援、公共交通の利便性を高める必要があります。

また、ごみ出し困難世帯へのごみ出し支援、病院への通院のための移動手段の確保など、日々の生活で様々な不便を感じる世帯の生活課題について地域とともに解決の道を探り、地域での生活を維持していきます。

【目指す姿】

- ・地域福祉課題検討会を通して、地域における福祉課題を把握し、その解決に向けた取組や共助・互助による活動展開を行い、地域共生社会を目指していきます。
- ・日常生活に不便・不安を感じている地域住民の生活課題を把握します。
- ・買い物、通院等、移動手段の確保やごみ出しが困難な地域住民への支援を図ります。
- ・社会福祉協議会などと連携を取り、通いの場に参加するための足の確保を目指します。
- ・公共交通の利用促進を行うとともに、利便性の向上を検討します。

【推進項目】

- ・地域福祉課題検討会や各地区基本構想実現に向けた話し合いの場を通して、地域における福祉課題を把握し、地域でその課題の解決に向けた方策を検討し、できることから課題解決を行います。
- ・住民支え合いマップを活用して、日常生活に課題を抱えている地域住民の把握を行います。
- ・移動スーパーや店舗での送迎、宅配サービスなどの情報提供を行い、買い物困難者への支援を行います。

- ・ごみ出し困難世帯の戸別支援について、地域における隣近所の助け合いを進めるとともに、ニーズに対応する収集の方策を検討します。
- ・通いの場に参加するために、移送ボランティアなどによる移動手段の確保を検討します。
- ・高齢者クラブなどで市民バスや乗り合いタクシーの乗り方説明会を開催します。
- ・公共交通機関の利用促進を図るため、まちづくり委員会などでの乗り合いタクシーの案内看板の設置や利用助成制度を検討します。
- ・公共交通の利便性向上のための意見の集約に努めます。

3 自立した生活を営むための支援

【現状と課題】

加齢や心身の障がい、貧困など様々な要因により、日常生活に支障をきたし、孤独・不安を抱え社会的に孤立するなどの課題が生じています。

ひきこもり、生活困窮者、制度の狭間に陥ってしまうケースなど、これまでの枠組みを超えて横断的に支援を必要とする方も数多く存在し、解決のためには多様な課題がより複雑化、深刻化する前に、状況に応じた包括的かつ横断的な支援が必要です。

地域住民やまちづくり委員会などが協力して、支援に必要な情報をわかりやすく提供し、住民による問題の発見や関係機関による相談支援を早期に行えるようにすることで、地域で孤立させることがなく、地域住民の一人として自立した生活を送られるようにしていきます。

また、民生児童委員などが保有する個人情報適切に活用して、各関係機関が必要な情報を共有し支援につないでいきます。

【目指す姿】

- ・困っている住民の課題が深刻化・複雑化する前に早期発見をして、社会的な孤立を防ぎます。
- ・地域で支え合う自立支援の体制を構築し、地域住民の一人として自立した生活ができることを目指します。
- ・高齢者や障がい者への虐待防止に向けた支援を進めます。
- ・消費者被害の防止などの啓発を実施していきます。

【推進項目】

- ・課題について早期に地域住民同士で気づき、民生児童委員やまちづくり委員会などと連携して支援機関につなぐことができる見守り体制をつくります。
- ・地域ケア会議などを活用し、身近な地域で生活課題を検討し、地域包括支援センターと協働して課題解決に向けて取り組みます。
- ・地域からの孤立の防止のために、ふれあいサロン活動への参加を促します。
- ・地域内での就労体験を通して、就労することが困難な方のための支援を行います。

- ・民生児童委員や健康福祉委員などが、虐待を受けている方がいる場合関係機関へ通報し、地域での見守り活動を行います。
- ・消費者や詐欺被害などの予防啓発活動を実施します。

4 人と人がつながる暮らしと生きがいつくりの推進

【現状と課題】

年齢、障がい、性別、国籍等により役割を分ける意識の発想を転換し、これら個人の特性に関わらず、一人一人が人間として尊重されることが大切です。また、「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民が「我が事」として地域の活動や日頃の助け合いに参画し、共に支え合いながら地域共生の環境を高めていくことも重要です。

障がい、認知症などに対する理解の推進や社会参加の促進を図り、孤立を防ぎ、個人の尊厳を尊重して、誰もが安心して暮らし続けることができる環境づくりが必要です。

【目指す姿】

- ・地域共生に対する意識を向上させ、一人一人が人間として尊重される地域を目指します。
- ・障がい者などが、地域の福祉活動に主体的に参加や協力できる地域になることを目指します。
- ・障がいなどに関わらず社会参加できるよう機会の提供を増やし、つながりを深めます。

【推進項目】

- ・障がいなどに関する学習機会の場をつくり、啓発活動に努めます。
- ・世代間や外国人との交流、障がい児・者の支援の活動を通して、障がいなどへの理解促進を深めます。
- ・障がい者などが生活しやすいようにバリアフリーマップを作成します。
- ・障がい者などの文化芸術活動の機会や場の確保に努めます。
- ・認知症への理解を深め、地域の中で安心して暮らせる環境をつくれます。
- ・伝統行事の伝承など、こどもから高齢者までが参加のできる身近な取組を実践します。
- ・地域での交流会や行事などで、全ての住民が参加しやすい環境をつくれます。

5 いきいきと暮らせるコミュニティ、それぞれの居場所づくりの推進

【現状と課題】

地域住民の誰もが生涯にわたり生き生きと健やかに暮らしていくためには、まずは健康であることが大切です。

一人一人が健康づくりを意識するとともに、地域全体での心身の健康づくり情報の共有を図りながら、運動教室や通いの場などを活用し、地域住民が一体となって、様々

な健康づくりに取り組む必要があります。

より良い豊かな生活を実感するためには、生きがいを持つことも大切です。身近な地域での活動に参加し、一人一人が生きがいや地域の中での役割を持ち、心身ともに健康で生き生きと地域で暮らすことができる地域づくりを進めます。

【目指す姿】

- ・地域における健康寿命の延伸を目指します。
- ・特定健診率向上に努めます。
- ・地域活動や公民館活動で生きがいづくりの場を増やします。
- ・家族という単位にとらわれず、地域内での交流を促す仕組みづくりを目指します。
- ・運動教室や通いの場などへの参加や参加者の男性割合の増加を目指します。
- ・高齢者クラブの会員数の維持に努め、生きがいづくり、健康づくり、仲間づくりなどの活動を継続します。

【推進項目】

- ・健康福祉委員会などによる地域住民に対する健康や福祉に関する研修会を開催します。
- ・特定健診率向上への啓発活動を実施します。
- ・健康増進、機能低下予防を目的とした運動教室やサロンを定期的に開催します。
- ・料理教室などを通して、郷土の食文化の継承や食育活動を実践します。
- ・趣味ややりがいのある地域活動などを通して、生きがいづくりの場をつくりまします。
- ・運動教室や通いの場などで男性の参加者が多くなるための工夫に努めます。
- ・地域住民が主体となって活動する通いの場の再構築や立ち上げを目指します。
- ・高齢者クラブの活動の充実や会員確保を支援します。

6 福祉・ボランティアに関わる人材育成の推進

【現状と課題】

少子高齢化、人口減少、組合加入率の低下、高齢者の就労率の上昇により、地域福祉を支える人材確保が難しい状況となっています。多様な担い手を育むためには、地域住民が持っている知識や経験を活かすための環境づくりや気軽に参加できる講習会や研修会により、福祉人材の確保・育成に取り組む必要があります。

また、継続して安定した地域福祉活動を実施するために、これまでは「支え手」と「受け手」の関係でしたが、これからは「受け手」も「支え手」になれるような相互に支え合う体制とその意識啓発が重要となります。

【目指す姿】

- ・地域福祉に対する地域住民の意識や理解の向上に努めます。
- ・相互に支え合う体制の構築を目指し、通いの場などで活躍する福祉人材の確保につなぎます。

- ・飯田市ボランティアセンターへの養成講座への参加を促し、ボランティアの担い手を増やす協力を行います。
- ・民生児童委員が地域での身近な相談役、行政のつなぎ役としての役割を発揮します。

【推進項目】

- ・福祉学習会開催や地域行事などを通して地域福祉への理解を深めます。
- ・子どもたちが福祉体験を通して地域福祉への理解と関心を高め、地域に根ざした福祉教育を推進します。
- ・相互に助け合いの意識を醸成する世代間交流事業などを実施します。
- ・ボランティア養成講座への参加を促し、ボランティアの養成について関係機関と協力します。
- ・ファミリーサポートセンター事業などの有償ボランティアへの登録を促進します。
- ・地域福祉の要である民生児童委員に対する活動の支援体制づくりを推進します。

7 地域でこどもの成長を育む環境づくりへの支援（環境づくりの強化）

【現状と課題】

これまでの支援は子育てする「親や地域の大人」を対象としていましたが、生まれたこどもが成長し、やがて若者となり、そして次世代の親となっていくおよそ 40 年にわたる「人としての成長過程のトータル」を対象とした取組が必要です。

こどもの健全な成長発達と社会性・自立性を育み、自立した生活を築くことができるよう、それぞれの能力に応じて最善の利益を優先して考慮し、こども自らが育つ力を大切にする取り組みとともにきめ細やかな支援体制に取り組むことが重要となります。

【目指す姿】

- ・ライフステージに応じた切れ目ない支援に努めます。
- ・こども・子育てを尊ぶ地域づくりを推進します。
- ・きめ細やかな伴走支援に努めます。

【推進項目】

- ・生まれたこどもが成長し、やがて若者となり、そして次世代の親となっていくおよそ 40 年にわたる「人としての成長過程のトータル」を対象とした取組を実施します。
- ・子育て・子育てをみんなで支え合い、こどもが健やかに育っていける地域社会づくりを推進します。
- ・本人と家族の支援ニーズに対応したきめ細やかな相談と支援体制を充実します。

8 それぞれの出会いの場の充実

【現状と課題】

人生 100 年時代を迎え、未婚化・晩婚化・結婚という形を取らずに家族を持つ人、

親と暮らす人、配偶者や親を看取った後ひとり暮らしをする人等、様々です。
このように家族の姿は変化し、人生は多様化していますが、結婚を希望する方が
結婚を実現するための取組は必要です。

【目指す姿】

- ・結婚したいと思う若者の自分磨きを支援するとともに、地域でのマッチングイベントや移住を希望する方を対象とした出会いの機会を創出し、婚姻件数の増加を目指します。
- ・出会いの創出から成婚までを支援する結婚相談員のお見合い活動を支援します。

【推進項目】

- ・結婚を希望する方へ出会いの機会の創出や自分磨きの支援、結婚に関する相談等の総合的な支援を行います。
- ・飯田市結婚相談員会、地区結婚相談員の相談支援活動、地区主体の婚活イベント、関係団体と連携した事業等への支援を行い、地域における結婚相談体制の充実を図ります。
- ・結婚を希望する方が積極的に未来のパートナー探しができるよう、「ながの結婚マッチングシステム（NAGANO ai MATCH）」の活用を推進します。

第5章 地域福祉の推進の体制

地域福祉の役割と推進

「地域共生社会」を目指して地域福祉を推進するためには、地域住民、まちづくり委員会等の地域団体、社会福祉事業を目的とする事業者、関係機関等がそれぞれの役割を果たし、さらにボランティア等の活動も加わって、相互に連携し相談支援にあたることのできる体制と活動が必要となります。

1 地域住民に期待する役割

- ・地域住民は、まちづくりの主体として、地域の活動に参画し、日ごろから隣近所との交流を図り、お互いに支え合える関係を築くように努めます。

2 まちづくり委員会等に期待する役割

- ・まちづくり委員会等は、地域住民の集合体であり、安心して住み続けられる地域づくりの推進に努めます。
- ・まちづくり委員会の健康福祉委員会等の地域福祉推進団体は、民生児童委員などと連携して、地域福祉の推進に努めます。

3 民生児童委員（福祉委員）に期待する役割

- ・民生児童委員は、地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民から生活上の心配ごとや困りごとの相談に応じ、必要な支援へのつなぎ役としての活動に取り組み、社会福祉の増進に努めます。
- ・民生児童委員は、まちづくり委員会、社会福祉を目的とする事業者やボランティアとの連携及び支援を行い、福祉事務所その他関係行政機関の業務に協力します。

4 民間事業者、社会福祉法人、NPO 法人、ボランティアに期待する役割

- ・民間事業者は、地域社会の一員として、自らの地域貢献のあり方を確立させ、地域社会との調和を図り、従業員の行う地域活動に配意し、地域づくりに努めるものとします。
- ・社会福祉法人は、社会福祉事業の提供とともに、地域社会に貢献する使命があります。地域における公益的な取組が期待されています。
- ・NPO 法人は、地域に根ざした活動はもとより、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手としても、大きな活躍が期待されています。
- ・ボランティアは、生きがいや社会参加を創出する場を提供することが期待されています。

5 飯田市社会福祉協議会の役割

- ・市社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と位置付けられており、行政や関係機関・団体と連携し、地域福祉を推進します。
- ・市の地域福祉活動を調整してまとめるとともに、地域における福祉需要の把握や住民主体による地域福祉課題の解決に向けた取組の支援を推進します。

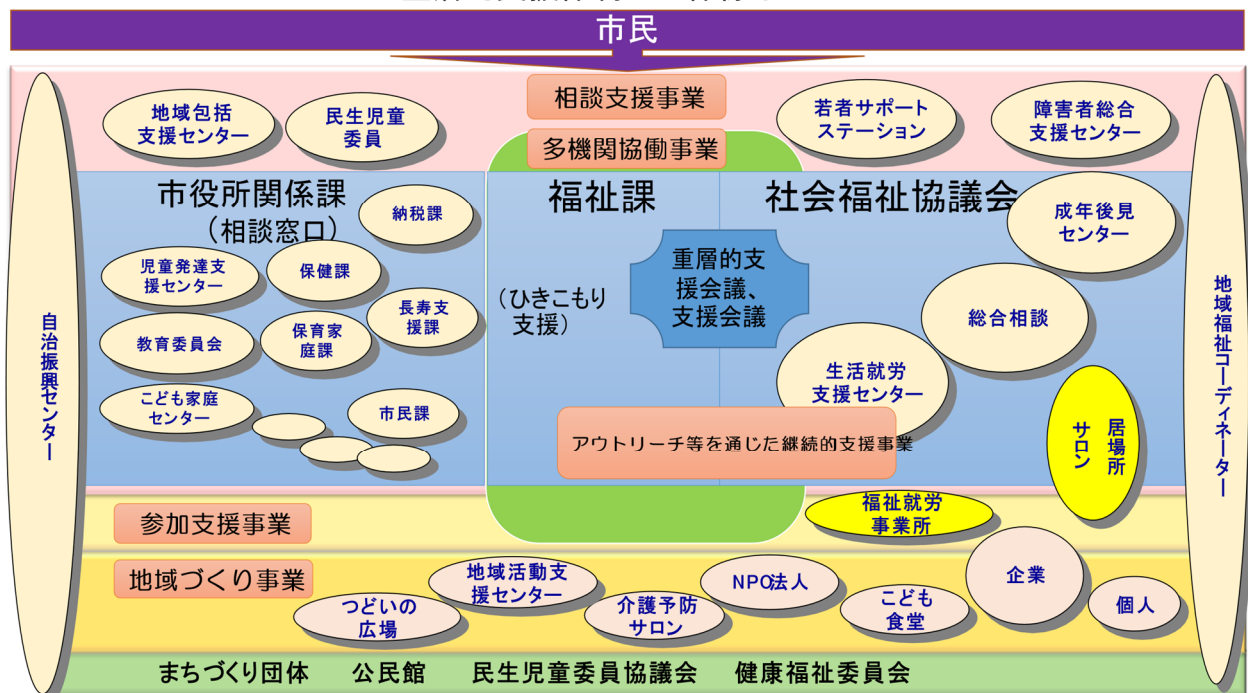
6 行政の役割

- ・市は、地域住民、まちづくり委員会、民生児童委員及び事業者等と協力・連携し、社会福祉事業の計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保及び福祉サービスの適切な利用を推進します。
- ・地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の向上を目指し、効果的な福祉施策を効率的に推進する役割があります。また、各福祉分野にとらわれない、横断的な連携体制を構築することが期待されています。
- ・各自治振興センターは地域づくりにおける拠点であり、厚生事務担当者、保健師、公民館主事等は、地域住民と直に接することにより地域福祉向上にそれぞれ重要な役割を果たすとともに、各まちづくり委員会等の地域団体、地域福祉コーディネーター等関係機関との連絡・調整役としての機能を発揮します。

7 重層的支援体制の整備

- ・従来の高齢、障がい、こども、生活困窮の縦割りの支援体制を解消し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築します。
- ・ひきこもりなど福祉制度の狭間の課題、8050 問題、複雑化・複合化した課題を抱える住民、家庭に対応するため、どのような相談も受け止め、継続的に関わり、伴走する包括的な相談窓口を設置し、各相談支援窓口との連携強化を図る体制作りを進めます。
- ・多機関が“のりしろ”を出してつなぎ合い、切れ目のない支援を行います。
- ・制度やサービスによる解決が困難な場合も、継続的につながり続けることで、課題を解きほぐし、本人の生きる力を引き出していく伴走型支援を行います。
- ・必要な支援が届いていない相談者にはアウトリーチ等を通じた継続的な支援を実施します。
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため、本人のニーズと地域の資源との間を結びつけ、社会とのつながりを回復する支援を進めます。
- ・地域福祉コーディネーターによる小地域での福祉活動や社会資源の開発を支援し、多機関と調整を図ることにより、課題を抱えた住民やその世帯が地域社会から孤立しないよう、地域づくりに向けた支援を進めます。

重層的支援体制の全体像イメージ



【解説】

・民生委員と福祉委員：

民生委員は、民生委員法に規定された厚生労働大臣が委嘱する地方公務員です。民生委員の職務は、「①住民の生活状態の把握、②日常生活の相談、助言及び援助、③福祉サービスの情報提供、④社会福祉経営者等との連携及び活動支援、⑤福祉事務所の業務協力等」です。

一方、福祉委員は、飯田市の条例に規定され、飯田市長が委嘱します。福祉委員の職務は、「①生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の心配ごと相談、②寝たきり・独居高齢者の調査、相談、慰問、③生活困窮世帯、心身障害者を有する世帯、老人世帯及び母子世帯等の処遇改善のための情報収集、④行政機関・福祉事業施設との連絡調整、⑤地域ボランティアの育成等」です。

飯田市では、民生委員が福祉委員を兼ねることと規定しています。

・社会福祉法：

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、地域福祉の推進を図ることを目的とした法律です。また、地域住民、社会福祉を目的とする事業者等が相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会の構成員として日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加できるように地域福祉の推進に努めることを規定しています。

第6章 重点取組を推進するための活動計画

重点取組No. 1 見守り支え合いの推進

<活動方針>

日常生活において支援を必要とする住民を把握し、地域で福祉課題を共有して、解決に向けた共助による支援活動を展開します。

1 地域福祉課題検討会の開催

地域福祉課題検討会は、地域における福祉課題を把握し、その解決に向けた共助による支援活動の展開を目指して開催します。地域共生社会の実現に向けて、地域住民や行政、社協が連携していきます。

●鼎地区 地域福祉課題検討会

鼎地区では、健康福祉委員会や民生児童委員協議会など地域福祉を推進する団体が中心となり、行政や社協、福祉団体と連携し福祉課題について継続的な話し合いを行っています。困りごと調査で把握した課題から、ごみ出し、公共交通、健康づくりに関することなど多岐にわたり検討しています。



●千代地区 健康福祉委員・民生児童委員合同会議

千代地区では、健康福祉委員会と民生児童委員協議会による年1回の合同会議を行い、情報交換をしています。グループワークを通じて日常生活で感じている課題について話し合い、出された意見は常会等の会合で話題にあげるなど、住民同士の支え合いの意識醸成につながっています。



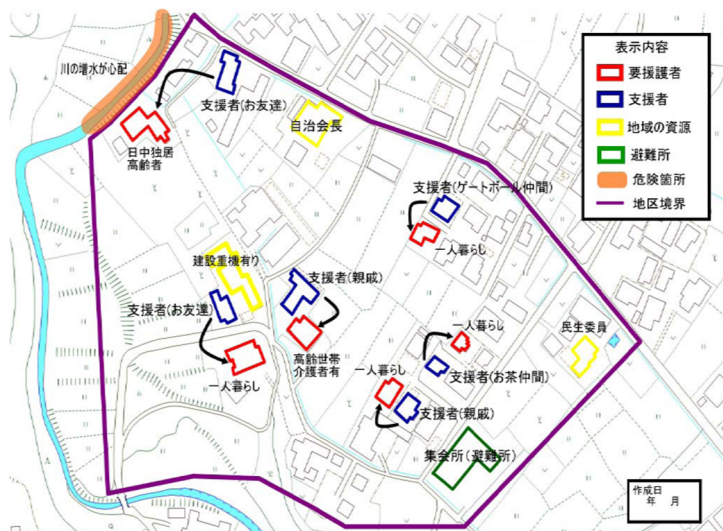
2 地域福祉活動の理解と取り組みの推進

地域福祉活動学習会・研修会

住民が地域福祉活動について理解を深め、だれもが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現に向けて、全地区対象の研修会等を企画します。また、地区ごとに行われる地域福祉学習会や研修会の開催を支援します。

住民支え合いマップ

地域の見守りが必要な対象者と支援者を把握するため、住民支え合いマップを作成します。作成のための訪問調査を行い、結果をもとに日常の見守り活動につなげます。また、頻発する自然災害に備えて地域と関係機関が連携し、個別避難計画を活用した要援護者への支援体制について協議していきます。



住民支え合いマップの取り組みは地域福祉推進の基盤であり、活用することで様々な課題解決に向けた地域福祉活動につながります。マップによる要援護者の確認を通じて福祉課題が把握でき、住民の地域福祉への理解と意識を高める効果が得られます。

●羽場地区 マップ調査票

左：住民支え合いマップ調査票
右：日常生活の支え合い調査票

●座光寺地区 マップ更新作業



●三穂地区 マップ更新作業

三穂地区では、健康福祉委員、組合長、民生児童委員が集まり、前年度のマップや調査票と比較して情報を修正しています。掲載した要援護者には、熱中症予防の呼びかけや防災訓練時の安否確認訪問を行います。



3 住民による地域福祉活動の展開

地域福祉課題検討会、住民支え合いマップの取り組みから、課題解決に向けた地域福祉活動を地区ごとに展開していきます。

見守り支え合い活動

住民支え合いマップを活用し、支援を必要とする方に対する定期的な見守りや声かけ、ごみ出しなどの生活支援を行います。

●龍江地区 わが家のあんしん板

龍江地区では、家族や民生児童委員、主治医といった緊急時の連絡先を記載した「わが家のあんしん板」を作成しています。救急医療情報キットと同じく、いざというときに住民同士で助け合えることを目的として、定期的に更新をしています。

わが家のあんしん板		
氏名	住所 東京都港区 TEL. 03-65- -	(代表)
第一 緊急連絡先氏名 (姓順)		()
電話番号		
携帯番号		
第二 緊急連絡先氏名 (姓順)		()
電話番号		
携帯番号		
かみゆけ隊		
電話番号		
民生児童委員		
電話番号		
携帯番号		
飯田警察署	1 1 0	
龍江駐在所	27-3007	
火事・緊急	1 1 9	
龍江自治振興センター	27-3004	

●上郷地区 安心コール・見守り活動

上郷南条地区では、マップ調査で把握した見守りが必要な世帯に対し、地区で「お助け隊」を組織して定期的な見守り活動を展開しています。特殊詐欺被害の防止や熱中症・感染症予防の通知を配付し、注意喚起を行っています。

＊安心コール・見守り活動実施地区

上久堅・龍江・伊賀良・鼎・上郷地区

支え愛マッパ登録台帳				関係者まづの伊東市立
印刷日付				登録No.
印刷登録年月日	更新登録年月日	種別カテゴリー対照		
備考(支え愛マッパへの登録希望します(欄外記入可))				
見守り・安心コールの受入人/受入します				
要保護者情報				
対象者			障害者有無	
姓	名	住所		
姓	氏	名	生年月日	年 齢
対象者名				
電話番号				
電話1			携帯用電話1	
小児養			家族構成	
親族の緊急連絡先				
親族氏名			住所	
電話1			住所2	
携帯電話1				
近隣緊急連絡先				
近隣緊急者名			関係	
電話4			携帯用電話4	
声かけ版(支援者情報)				
氏名			電話	携帯用電話
担当職員氏名				
声かけ簿				
声かけ履歴			自己記入の要が有る	

●南信濃地区 あんしんメモ

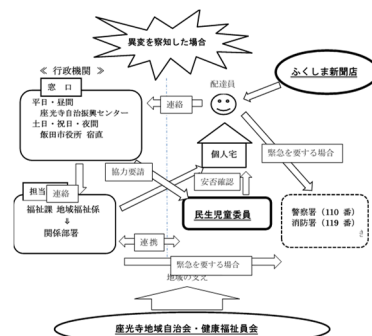
南信濃地区では、民生児童委員と関係機関が連携し、緊急時の連絡先を記載した「あんしんメモ」を作成して、玄関先などの見える場所へ掲示しています。緊急時に誰でも連絡ができる体制を整えることで、遠方で暮らす家族の安心にもつながっています。

[illegible]

企業との見守りネットワーク

●座光寺地区 新聞店との見守り協定

地元業者と連携した見守り体制の強化として、民生児童委員協議会と新聞販売店等との間で地域見守り協定を結んでいます。日常での連携した見守りと、異変に気付いた際の連絡体制のネットワーク構築が、安心して暮らせる地域づくりにつながっています。



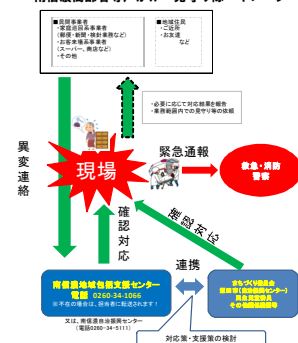
●南信濃地区 見守りネットワーク

南信濃地区では福祉課題の早期発見に向けて、まちづくり委員会、地域包括支援センター、地区の民間事業所（郵便局、金融機関、スーパー等）が連携したネットワークづくりを進めています。認知症による徘徊の見守りや福祉課題の把握について、地域全体で取り組んでいます。

事業者の連携による地域内での声かけ・見守りへのご協力をお願い
(南信濃地域包括支援センター協議会)

「何か変だな」と感じたときは、
南信濃地域包括支援センターへご連絡ください。
(電話 0260-34-1066)

南信濃高齢者等声かけ・見守り隊 イメージ



小地域福祉活動

ふれあいサロンの活動は、孤立の防止や顔の見える関係づくりを目的に行われています。生活の不活発化防止やフレイル予防のための運動・趣味活動など、サロンごとに様々な企画が行われています。

●下久堅地区 ふれあいサロン

下久堅地区では、常会単位の歩いて通える距離の住民同士が集まって茶話会を開き、歌や体操など定期的な交流をしています。他にも保健師や地域包括職員による健康講話を企画するなど、フレイル予防にも取り組んでいます。



●上村地区 ふれあいサロン

上村地区では、参加者の得意分野や趣味を活かした交流が行われています。集会所に定期的に来ることが、お互いの安否確認につながっています。



世代間交流・その他の地域福祉活動

地区内での様々な活動や交流を通じて関係の希薄化防止を図り、思いやりと助け合いの心を育みます。

●竜丘地区 世代間交流事業

竜丘地区では地域振興委員会の事業として、竜丘保育園、時又保育園の子どもたちと一緒に、遊休農地を活用した落花生やかぼちゃの栽培・収穫等を行っています。世代間で交流しながら、地域ぐるみでの子育てに取り組んでいます。



●鼎地区 世代間交流事業

鼎地区では、高齢者や子どもたちが集い、季節の行事を通じた世代間の交流が行われています。地域を担う子どもたちへ行事を伝承することで、世代間のつながりを強めています。

4 赤い羽根共同募金による地域福祉財源の確保

赤い羽根共同募金は、地域の福祉推進団体で構成される飯田市共同募金委員会により、地域福祉財源の確保に向けて地域住民が行う活動です。

●募金活動

募金活動には、戸別募金、企業等の協力による法人募金、学校で取り組む学校募金、街頭募金等があります。各地区の福祉の発展に向けて、募金活動への理解をいただいています。



●地区への配分金の活用

集まった募金は、各地区における敬老会、各種サロン活動、子育て支援といった地域福祉活動への配分をはじめ、社会福祉施設における活動、安心安全に向けた活動などの財源に活用することができます。



重点取組No.2 地域における生活課題解決への支援

<活動方針>

高齢や障がい等による日常生活の課題に対して、地区内における生活支援活動を展開し、住み慣れた地域での生活を維持します。

1 見守り支え合い活動におけるごみ出し、買い物などの生活支援活動

地域福祉課題検討会や住民支え合いマップの作成等を通じて把握した生活課題の解決に向けて、地域福祉コーディネーターが住民による支え合い活動の立ち上げ、運営を支援していきます。

ごみ出し支援

●座光寺地区 ごみ出し支援

座光寺地区では、近隣住民のごみ出しを支援している方に対し、健康福祉委員会から燃やすごみの指定ごみ袋を贈る取り組みを行っています。隣近所で自然に行われる助け合いを地区として支えています。

●竜丘地区 ごみ出し支援

竜丘地区では、有償ボランティアによるごみ出し支援が行われています。ごみ出しが困難な方から相談を受けた民生児童委員がつなぎ役となり、自治振興センターが協力員との連絡調整を行います。利用者は事前に購入したチケットをごみ袋に貼付し、協力員には自治会から謝礼が支払われます。

●三穂地区 買い物支援チラシの配布

三穂地区では、地区内の住民が買物に困らないよう、地元商店や宅配サービス、配食サービス等の情報をまとめたチラシを作成し、全戸配布しています。



＜生活支援における社会資源の活用＞

ほかにも地域では、生活上の困りごとに対する有償の支援が提供されています。地域内の事業所による食料品や生活用品の移動販売、飯田市ファミリーサポートセンターや NPO 法人、シルバー人材センターによる生活支援等、住民が抱える困りごとに対応した独自の支援サービスが展開されています。

2 移動手段の課題解決に向けた地区の取り組み

高齢や障がい、運転免許証の自主返納等により、日常生活における移動や外出が困難となっている方に対し、新たな移動手段の提供や公共交通機関の利用促進に向けた地域の取り組みを展開していきます。

福祉有償移送サービス（福祉有償運送）

福祉有償移送サービス（福祉有償運送）は、高齢者や障がい者等、一人で公共交通機関を利用することが困難な方を対象としたドア・ツー・ドアの移動支援です。地域では、社会福祉法人や NPO 法人がこのサービスを運営しています。

●龍江地区 福祉有償移送サービス

飯田市社会福祉協議会が取り組む福祉有償移送サービスは、各地区の住民同士の支え合いにより成り立っています。龍江地区では令和4年から運営が開始されています。

＊福祉有償移送サービス実施地区

羽場・丸山・座光寺・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・上郷・上村・南信濃



●移送サービス運転者講習会

運転ボランティアとして活動するための講習会が開催されています。高齢者や障がい者の介助や安全な移送方法について学び、利用者の理解を深めていきます。講習を修了した方が各地区の運行において活躍されています。



移送ボランティア活動

●橋北地区 移動支援

橋北地区では、買い物等の移動・外出が困難な方に対し、



近隣住民が自分の用事にあわせてその方の送迎支援を行うといった支え合いの取り組みが行われています。まちづくり委員会がこの活動を支えています。

公共交通の利用促進

●松尾地区 移送サービス

松尾地区では、独居高齢者または高齢者世帯のうち、車がなく移動手段が確保できない方に対し、タクシー利用料の助成を行っています。利用申請があった際は民生児童委員協議会で審査・決定します。

●乗合タクシー等利用促進事業

座光寺、竜丘、三穂、山本地区では、乗合タクシーや市民バスの認知度向上と利用促進を図るため、乗車した方へまちづくり委員会等が利用料の補助を行っています。

移動手段に関する学習会

●竜丘地区 福祉健康委員研修会

竜丘地区では、福祉健康委員会等で移動手段に関する学習会を行っています。将来、自分で車を運転することができなくなっても困らないよう、公共交通機関や福祉有償移送サービスの利用方法について学ぶなど、早期段階から必要な知識を身につける機会としています。



3 その他の地域福祉活動

食の確保と高齢者見守り訪問活動

●上久堅地区 食工房十三（とさ）の里

上久堅地区では、住民有志が立ち上げた配食サービスを実施しています。栄養バランスの取れた献立を考え、手作りの弁当を地区内の高齢者宅へ届けています。配



達は週2回、民生児童委員と連携した高齢者への見守り活動と一体的に実施されています。

住民同士による助け合い活動の推進

●有償福祉サービス事業の推進

ファミリーサポートセンター（生活支援）は、会員登録したボランティアが高齢者の買い物や掃除などを有償で支援する助け合いの事業です。飯田市社会福祉協議会では、地区単位でこの事業が展開されるよう推進しています。

重点取組No.3 自立した生活を営むための支援

<活動方針>

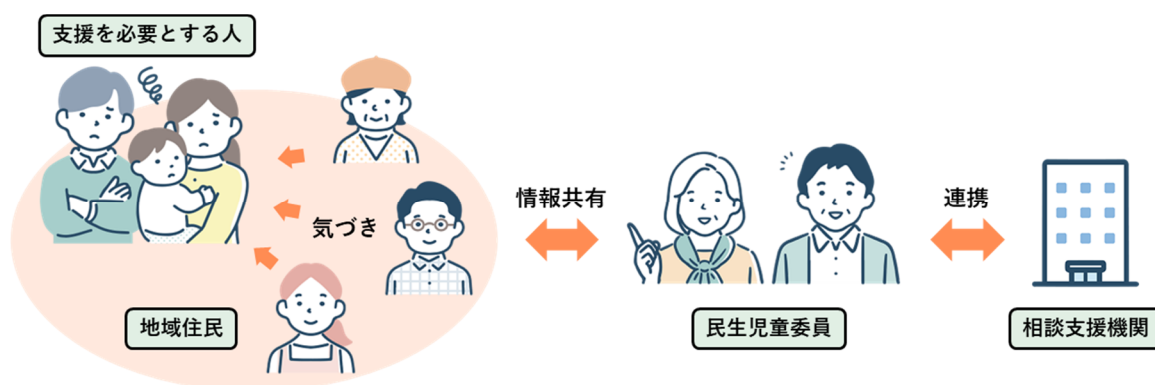
生活課題を抱える住民の社会的孤立を未然に防げるよう、住民同士が気づき合い、必要時には適切な支援機関へ相談をつなげられる支え合いの自立支援体制を構築して、一人ひとりが安心と安全を感じられる暮らしを目指します。

1 様々な生活課題の早期発見の仕組み

生活の困りごとを抱えているが声を上げられない人に対し、住民同士が早期に気づくことができるよう、日々の見守りや声かけを地域の暮らしの中で行います。

地域で連携して行う見守り活動

民生児童委員は、地域における福祉の相談役として活動しています。日々の暮らしの中で課題がある世帯の存在に気づいたときは、速やかに地区の民生児童委員へ情報をつなげます。民生児童委員は状況を確認し、各相談機関の支援につなぎます。



●松尾地区 やらまいか松尾推進大会

松尾地区では地域に不登校やひきこもり等の課題があることを受け、まちづくり委員会主催の「やらまいか松尾推進大会」において、生きづらさを抱える人たちへのかかわり方について学び合う住民向け学習会を開催しました。これを機に、課題に対する地区内外の連携が進んでいます。



地域ケア会議を活用した生活課題の解決

地域の課題解決に必要な資源開発や地域づくりを目的として開催する「地域ケア会議」を活用し、地域包括支援センターと協働した高齢者の生活課題解決を目指します。

● 県地区 地域ケア会議

県地区の地域ケア会議では、民生児童委員、健康福祉委員、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市長寿支援課、自治振興センター、訪問介護、訪問看護、病院、地域福祉コーディネーターが参加して高齢者の個別課題を共有し、地域としてどのように解決につなげられるかについて話し合っています。



<各相談機関の連携による相談体制の構築>

生活課題のある住民の自立した生活に向け、市役所（各地区の自治振興センター等）、社会福祉協議会では、包括的・一体的な相談支援を行っています。※各相談窓口一覧は巻末参照

2 課題解決に向けた住民活動

地域では孤立防止、課題解決に向けた様々な地域福祉活動が展開されており、地域福祉コーディネーターが支援しています。活動を通じて「気づく」「つなげる」「支える」支援を行っています。

孤立防止に向けた地域の居場所づくり

ふれあいサロン活動をはじめとした地域の居場所に参加することで、孤立防止や住民同士の生活課題把握につながります。参加者の体調変化や困りごとを把握した場合は、地区の保健師や地域包括支援センター、民生児童委員等へつなぐことで、課題の拡大を未然に防げます。

子ども食堂の運営

子どもの孤立、生活課題の拡大防止のための取り組みが進んでいます。子どもの居場所づくりを目的に、食事の提供、地域との交流、学習支援の活動が展開されています。

●伊賀良地区 ハッピーハウス

伊賀良地区の子ども食堂「ハッピーハウス」は、まちづくり協議会支援のもと、住民の有志により運営されています。食事の提供や学習の支援、季節の行事を通じた地域との交流、子育ての相談も対応しています。



●親子応援食堂おあがりて

地域の親子が気軽に立ち寄り、ゆっくり夕食を食べられる場所を提供することを目的に、令和6年9月に上郷公民館で「親子応援食堂おあがりて」の活動が立ち上がりました。多くのボランティアの協力と地域からの野菜等の寄付により運営され、参加する親子同士の交流にもつながっています。



地域におけるフードドライブ活動の展開

●龍江地区 フードドライブ活動

家庭や事業所等で余剰となった食糧品の受付を行うフードドライブ活動が、市内各地区で展開されています。集まった食糧品は、福祉団体や施設、子ども食堂、飯田市生活就労支援センターまいさぼ飯田を通じた必要な世帯への配付等に活用されています。



3 自立に向けた環境づくり

就労に向けた環境の提供

まいさぼ飯田では、すぐには就労することが困難な方が就労体験を通じて一般就労につながるよう就労支援を行っています。地域の協力のもと、就労に向けた様々な体験を提案します。

重点取組No. 4 人と人をつながる暮らしと生きがいのづくりの推進

<活動方針>

様々な困難を抱えた場合でも、生活の楽しみや生きがいを見出し、社会から孤立せず安心してその人らしい生活が送れるよう、住民が世代や背景を超えてつながり、相互に役割を持って支え合える環境づくりを推進します。

1 障がい児・者への理解促進と共生の環境づくり

障がいの有無にかかわらず、共に暮らす共生社会を実現することを目的に、障がいへの理解促進と暮らしやすい環境づくりを行っていきます。

障がい児・者の理解促進

学童期から福祉体験を行うことにより、障がい児・者への理解を促進します。

●学校における福祉教育の推進

学校などで行う出前福祉講座や障がい者支援講座への参加を促す福祉教育推進事業等により、専門的な学習や体験を通じて学童期から障がいへの理解を深めています。



地域共生に向けた居場所づくり

子どもの発達特性や子育ての悩みを抱え込まず、相談できる居場所づくりを支援します。

●丸山地区 なかたカフェ

丸山地区の「なかたカフェ」では、低年齢児の発達特性の悩みや子育てについての相談ができ、子どもと一緒に過ごせる地域に開かれた居場所を提供しています。イベント開催時には住民ボランティアがかかわりを持つなど、地域共生への理解促進が期待されます。



当事者支援ボランティア活動の推進

●障がい者支援ボランティアの活動推進

手話、点訳、要約筆記、音訳ボランティア、車いすバスケットボールクラブなどを通じて、地域内の障がい児・者を支援する市民ボランティアの活動を推進します。



2 地域での障がい児・者の在宅生活の継続

地域の中で障がい児・者が安心して安全に生活できるよう、共助の取り組みを推進します。

在宅介護者ふれあい相談会

要介護状態の高齢者や重度障がい児・者等を在宅で介護している家族を対象に、日頃の悩みを共有し、交流を深めて心身のリフレッシュを図ることを目的とした相談会を実施しています。

●橋南地区 介護者ふれあい相談会

橋南地区では、高齢者と障がい者を介護する家族が日頃の悩みや近況を共有し情報交換を図りながら、介護者同士の交流を深めています。他地区では、リラックス効果のあるアロママッサージを行って心身の疲れを癒す機会を提供するなど、地区ごとに内容を工夫しながら開催しています。



見守り支え合い活動

地域の中で障がい児・者の生活課題や虐待などに気づき、関係機関へつなげます。

●住民支え合いマップの取り組み

住民支え合いマップの取り組みにより、地域の中で障がい児・者のいる世帯を把握し、緊急時の支援や日頃の見守り活動を行います。本人の様子や世帯状況の変化に気づいた場合は、民生児童委員につなげます。早期発見により課題の拡大を防ぐことができます。

3 障がい児・者が社会参加できる環境の整備

障がい児・者が地域の中で活動する機会を持ち、住民との交流を行うことができる社会参加の場を整備していきます。

障がい児・者の地域における活動促進

障がい児・者の地域活動を促進するとともに、当事者を支援する地域のボランティア活動を推進します。

●視覚障がい者情報提供事業

視覚障がい者への情報提供として、広報いいだを音訳及び点訳します。事業実施団体は、視覚障がい者支援ボランティアとして活動しています。



●障がい者趣味教室

飯田市社会福祉協議会で実施する障がい者の創作活動支援は、障がい者の社会参加の機会確保とともに、それを支援するボランティア活動としても推進しています。年間計画によって実施している趣味教室は、各地区での開催も目指しています。



●障がい者文化芸術作品展

障がい者文化芸術作品展は、障がい児・者の文化芸術的な才能の発掘と、住民の障がいへの理解を深めることを目的に、飯田市美術博物館で開催しています。入賞作品は市役所や丘の上結いスクエア等で特別展示しています。



●福祉販売

障がい者が就労施設等で生産した物品を販売する場を提供することにより、社会参加の機会拡大を図ります。

●松尾地区 障がい者団体への助成

松尾地区では障がい者団体へ補助金を交付し、会員相互の交流活動を支援しています。身体障がい者福祉協会松尾支部及び手をつなぐ親の会松尾支部へ活動事業補助金を交付し、日帰り研修旅行や研修会の実施を支援しています。

<地域での障がい児・者の在宅生活継続に向けた社会資源の活用>

障がい児・者が住み慣れた地域でその人らしい安心した生活が継続できることを目的として、専門機関による相談支援、事業が実施されています。※各相談窓口一覧は巻末参照

4 高齢者が活躍できる環境の整備

高齢者が孤立せず生きがいを持って生活できるよう、社会参加や地域で活躍できる場の整備をしていきます。

高齢者の孤立予防

●川路地区ふれあいサロン

川路地区ではシニア世代の仲間同士が集い、フラダンスをしながら交流しています。地区の行事や福祉施設で練習の成果を披露するなど、参加者の健康維持だけでなく、やりがいを感じられる充実した活動になっています。



高齢者の社会参加の促進

●竜丘地区 異世代交流事業（桐林）

竜丘桐林地区では、桐寿会（高齢者クラブ）と地区内の子ども（園児・小中学生）が、焼きいも大会やおやす作りなど季節の行事を通じて交流を深めています。この取り組みが高齢者の活動に活力を与えています。

重点取組No.5 いきいきと暮らせるコミュニティ、それぞれの居場所づくりの推進

<活動方針>

心身共に健康でいきいきと暮らすことができるよう、健康に関する情報の共有を図りながら、地域の運動教室や通いの場などを活用した住民の健康づくりを推進していきます。

1 健康寿命の延伸に向けた地域の取り組み

●南信濃地区 健康教室

南信濃地区では、健康づくりに対する意識向上のため、健康に良い料理づくりを学んでいます。ほかにも市内各地区で、特定健診の概要、血圧や口腔ケア、フレイル予防、筋力アップ等、様々なテーマでの健康教室が開催されています。



●山本地区 健康福祉部会による啓発活動

山本健康福祉部会では、文化祭にて、体組成測定、大腸がんクイズラリー、認知症展示を行っています。健康に関する啓発活動は人気のブースとなっており、来所される方々の健康意識の向上につながっています。



<健康の維持・増進に向けた地域の社会資源>

各地区では、自治振興センターの保健師による様々な健康増進や生活習慣病予防、介護予防の事業が行われています。

- ・生活習慣病重症化予防の支援
- ・企業、消防団、ふれあいサロン、いきいき教室での健康講座
- ・健康相談（随時）、こころの相談等

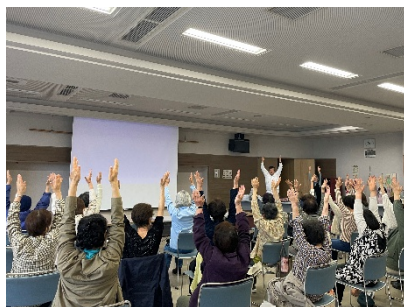
2 地域で取り組む健康づくり活動

機能低下防止に向けた取り組み

高齢化が進む中、地区で取り組む健康増進、機能低下予防に向けた運動教室やふれあいサロンの取り組みを推進していきます。

●橋北地区 にこやか健康教室

橋北地区では健康福祉委員会が主体となり、支部ごと定期的に高齢者の機能低下防止に向けた運動教室を開催しています。運動や歌を楽しんだり、健康講演会や幼稚園との交流なども実施したりしています。



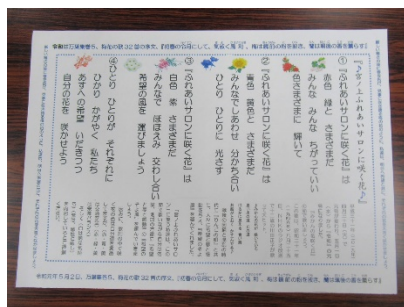
●羽場地区 通所型サービスB事業さくらの会

羽場地区では毎月2回、住民によるフレイル予防の活動が行われています。体操をメインとしながら、ほかにも脳トレや歌、健康やタイムリーな話題についての講話、地元の中学生との交流など、様々な活動により楽しく運営されています。



●東野地区 宮ノ上ふれあいサロン

東野宮ノ上地区では、「みかんの花咲く丘」の歌をもとに「♪宮ノ上ふれあいサロンに咲く花♪」の歌を作り、活動の中で歌われています。歌詞にある花の色は自分たちを象徴しているほか、交通安全や栄養バランスなどの意味も込められています。



男性参加率向上のための取り組み

地域における男性の活動参加が少ないことが課題となっています。男性もいきいきと楽しんで活動するサロンなど、様々な活動の場や居場所づくりを推進していきます。

●橋北地区 男性の参加促進

橋北地区基本構想・基本計画の基本目標では、男性の参加を増やし交流の進むまちを目指しています。2か月に1回、男性が参加する囲碁ボール大会を開催し、参加者同士の交流を深めています。



●座光寺地区 囲碁喜楽サロン

座光寺地区「囲碁喜楽サロン」は、囲碁や麻雀、将棋を通じた交流を長年にわたり行っています。ほとんどが男性の参加者で、碁盤を囲んで談笑するなど、和やかな雰囲気になっています。



重点取組No.6 福祉・ボランティアに関わる人材育成の推進

<活動方針>

地域福祉活動への理解を促進し、福祉人材の育成を図ります。

1 地域における福祉人材の育成

地域福祉活動への理解促進に向けた住民向け学習会や研修会、学童期からの福祉体験の機会を設けることで、地域における福祉人材の育成と確保を目指します。

福祉人材の育成に向けた地域の取り組み

地域内で行う福祉学習会や地域行事を通じて福祉の理解を深め、相互支援の活動へ発展していきけるよう取り組んでいきます。

●上久堅地区 地域福祉活動学習会

上久堅地区では年度当初、主に健康福祉委員を対象とした地域福祉活動に関する学習会を開催しています。毎年テーマを変えながら、地域で取り組む見守り支え合い活動の重要性について理解を深めています。

●鼎地区 世代間交流事業

核家族化が進む中で、異なる世代の住民同士が集まり、作業や行事を一緒に行いながら交流を深め、顔の見える関係づくりを進めています。将来を担う人材の育成や相互の助け合いの意識醸成を図ることを目的としています。



ボランティア活動の推進

ボランティア活動を通じて相互支援活動の発展に向けた地域住民の意識向上を図るとともに、地域福祉人材の確保と育成につなげていきます。

●ボランティア活動への参加促進

ボランティアは無償性と社会性を持って行う自発的な活動で、参加することで人と人との豊かにつながっていきます。市内では、福祉施設支援、芸能発表、美化活動、障がい児・者支援など、様々なボランティア活動が展開されています。



＜地域における福祉意識の向上につなげる事業＞

飯田市ボランティアセンター（飯田市社会福祉協議会）では、地域住民の福祉への理解を深める出前福祉講座を開催し、地域で福祉を学ぶ機会を提供しています。

- ・ ボランティア活動推進（ボランティアコーディネーターによる活動支援）
- ・ ボランティア養成、情報提供
- ・ 地域福祉学習会、研修会の開催支援

学校における福祉教育の推進

子どもたちが福祉体験を通じて福祉の理解と関心を高められるよう、地域に根ざした福祉教育を推進します。

●コミュニティスクールと福祉教育

飯田西中学校、丸山小学校区におけるコミュニティスクールでは、地域住民との懇談を通じて学校と家庭、地域とが連携し、相互に福祉意識の醸成につながるような取り組みが進められています。福祉教育事業とも連携するなど、子どもへの支援方法について活発な検討が行われています。

＜学校における福祉意識の向上につなげる事業＞

飯田市ボランティアセンター（飯田市社会福祉協議会）では、児童・生徒が社会福祉に関わるテーマでの体験により福祉の理解が高まるよう、学校を通じた地域に根ざす福祉教育を推進します。

- ・ 出前福祉講座
- ・ サマーチャレンジボランティア体験事業
- ・ 高校生ボランティア活動推進事業「まごの手」
- ・ 福祉教育実践校活動支援（小中学校、高校）
- ・ 幼年期福祉教育活動支援（保育園・幼稚園）

2 市内の福祉人材の養成

市内ではボランティア活動のほかに、住民主体の様々な地域福祉活動事業の担い手確保に向けた講習会が開催されています。多くの住民が関心を持って参加できるよう事業を推進し、地域内の福祉人材確保につなげていきます。

ボランティア養成

市内で活動するボランティアを養成します。

●ボランティア養成講座

飯田市ボランティアセンターでは、ボランティアを始めたい方や興味・関心のある方を対象に、ボランティアはじめて講座や傾聴ボランティア養成等の技能ボランティア講座を開催しています。ボランティアについての理解を深め、活動につなげる支援を行っています。



●障がい者を支援するボランティアの養成

障がいへの理解と知識を深め、障がいのある方の活動をサポートできる人材を育成することを目的として、障がい者活動サポーターの養成を行います。障がいに関するボランティア活動等の実践につながっています。



地域福祉活動における人材育成

住民主体による地域福祉活動や、有償ボランティアによる支援活動等に協力する人材育成のための各種養成講座が開催されています。

●フレイル予防サポーター養成（通所型サービスB事業）

まちづくり委員会、健康福祉委員会等を通じて住民主体で実施する通所型サービスB事業は、フレイル予防サポーターにより運営されます。フレイル予防サポーター養成講座では、高齢者について理解を深めながら、フレイル予防につながる運動や心肺蘇生法等を学び、修了後は各地区の事業運営に協力します。



●生活支援協力会員の養成

飯田市社会福祉協議会が事務局を持つファミリーサポートセンター（生活支援）事業は、生活支援が必要な高齢者と支援を行う住民を組織化する、地域の相互援助活動です。この講座では、支援を行う住民の養成を行っています。



●養育支援家庭訪問登録員の養成

児童の養育支援が必要な家庭に過重な負担がかかる前に、訪問による支援を実施して安定した養育が行えるよう、養育支援家庭訪問登録員の養成を行っています。養成講座の修了後は、市養育支援訪問事業、ファミリーサポートセンター（子育て支援）事業で支援活動を行います。



災害ボランティア活動における人材育成

災害時に必要な救援活動方法や応急手当の技術を学び、地域住民や災害ボランティアセンターと連携して復興支援を行うボランティアを養成します。

●災害時の助け合い講座

自然災害の発生時に必要な知識や備えについて学び、地域住民やボランティアが災害ボランティアセンターと連携して、復興に向けた助け合いを深めることを目的として実施しています。



●災害救援ボランティア養成講座

大規模災害が発生した際に、災害救援に関する専門的な知識を持って救援活動に参加できるボランティアの養成を行っています。災害発生時に活動すべき災害救援ボランティアとしての動き、応急手当の知識や技術などを学ぶ機会となっています。



●災害救援ボランティアフォローアップ講座

自然災害が発生した際に災害ボランティアセンターを運営するため、運営に携わる社協職員や災害救援ボランティア養成講座修了者（セーフティーリーダー）、関係機関との連携協力体制を確認することを目的に、毎年災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を実施しています。



●災害救援ボランティアの活動

災害救援ボランティア養成講座を修了した方は、セーフティーリーダーとして災害救援に関する専門的な知識を活かし、様々な被災地で支援活動を行っています。飯田市で災害が発生した際の連携協力体制の強化につながります。



重点取組No. 7 地域でこどもの成長を育む環境づくりへの支援

<活動方針>

地域のこどもが心豊かに生まれ、地域で安心して過ごせるよう、子育てを地域で支え合う意識を醸成します。

1 みんなで支える子育て・子育て支援

地域の支え合いの中で安心した子育てができる環境整備を行い、地域での子育て力を高めます。

こども・子育てを尊ぶ地域づくり

共働き家庭、核家族世帯、子育てに不安や孤立感を抱える家庭が増加する中、地域ぐるみで地域のこどもを育み、子育て家庭を応援します。

●おめでとう赤ちゃん訪問

主任児童委員が民生児童委員の協力を得て、生後4か月頃の乳児がいる家庭を訪問し、当該地域を担当していることを伝えます。子育てをする上で不安なことや分からないことがあれば聞き取り、主任児童委員（民生児童委員）として助言して、子育ての参考となる地域の情報を提供します。母子保健や児童福祉など行政の支援が必要な家庭には、家庭と行政のパイプ役となり適切なサービスの提供につなげます。あわせて、紙おむつの処分用ごみ袋を配付し、子育ての経済的支援を図ります。

●生まれてきてくれてありがとう活動

飯田市更生保護女性会が「生まれてきてくれてありがとう活動」として、地域が子育てを応援しているメッセージを込めた「お誕生日プレゼント（メッセージ・スタイ・ガーゼハンカチなどのセット）」の作成に取り組みます。主任児童委員（民生児童委員）へ、「おめでとう赤ちゃん訪問」の際に家庭へ届けるよう依頼します。



●上久堅地区 上久堅子育て支援の会

0歳から小学生までの子育てを地域で応援することを目的に、地区内の住民から会員を募り、出産・入学等の祝い金の進呈、園児の預かり事業など、子育て支援を行っています。



住民参加による子育て支援事業

飯田市ファミリーサポートセンターでは、**こ**どもの送迎や預かりなど子育ての「援助を受けた人（依頼会員）」と「援助を行いたい人（協力会員）」が会員となり、地域で有償の相互援助活動を行っています。

●飯田市ファミリーサポートセンター（子育て支援事業）

ファミリーサポートセンターにアドバイザーを配置し、会員同士の相互援助活動のマッチングや連絡調整、協力会員向けの講習会や会員同士の交流会などを開催しています。あわせて、活動を支える協力会員を養成するための養育支援家庭訪問登録員養成講座も開催しています。地域子育て支援拠点等と連携し、仕事と子育ての両面を支援します。



●産後ママサポート

生後0か月～3か月までの子育て家庭の家事負担を軽減し、適切な養育の促進を目的として行っています。調理や洗濯、掃除などの家事援助を希望する方と協力者とのマッチング、連絡調整を行っています。



<子育て支援における市民・関係機関の連携>

●飯田市**こ**ども家庭センター

妊娠期から子育て期にかけての継続した相談支援を行います。妊娠・出産・育児に関する各種の相談に応じ、すべての妊産婦、子育て世帯に対し、孤立せずに安心して子育てができるよう、関係機関と連携して必要な情報提供・助言・指導を行います。

●子育て支援ネットワーク協議会

児童虐待には複雑な問題が絡んでいるため、関係機関が連携して効果的な援助を行うためのネットワーク協議会を設置し、飯田市こども課が中核となって児童虐待の防止を図ります。

重点取組No. 8 それぞれの出会いの場の充実

<活動方針>

地域の結婚相談員による相談支援や、まちづくり委員会等との連携による地域主体の出会いの機会創出を目指します。

1 共に支え合う未来のパートナーづくり

結婚を希望する方の結婚活動を支援します。

地区における結婚相談員の活動

結婚相談員は地域の結婚相談者に対して結婚相談所の登録や出会いの場を提供し、結婚に向けた相談支援を行います。

●お見合いの実施

各地区の結婚相談員は、結婚相談所の登録者同士のお見合いをセッティングします。希望する条件や出会う場所など、個々にあった環境を考慮しながら実施し、その後も随時相談支援を行っていきます。

●婚活イベントの実施

調理やレクリエーション等を通じて交流を楽しみながら、出会いにつながるイベントを開催します。お互いのコミュニケーションを促進し、より相手を知るためにローテーショントークを行うなど円滑に交流が図れるイベントの進行を行い、参加者の積極性を高めてカップル成立へとつなげていきます。



●地区と連携した婚活イベントの開催

各地区の結婚相談員が中心となり、まちづくり委員会や消防団等と連携しながら工夫を凝らした婚活イベントを開催しています。結婚に結びつくカップルの成立を目標に、和やかな雰囲気作りを心がけています。



＜飯田市結婚相談所における相談支援＞

飯田市結婚相談所（飯田市社会福祉協議会）は結婚相談アドバイザーを配置し、各地区の結婚相談員と連携した相談窓口の開設、全市対象の婚活イベントや婚活セミナー等の開催、登録者同士のお見合いのセッティングを行っています。

●飯田市結婚相談所の事業

- ・結婚相談支援
- ・各地区結婚相談員の活動支援
- ・婚活イベントの開催（全市）
- ・婚活セミナー、結婚を考える親向けセミナーの開催（全市）
- ・お見合いの実施
- ・婚活支援を行う他機関との連携

第7章 飯田市再犯防止等推進計画（令和7年度～令和10年度）

1 計画策定の趣旨（背景）

令和5年版再犯防止推進白書によりますと、刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、平成19年以降毎年減少しており、令和4年は、8万1,183人でした。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、平成9年以降上昇傾向にありましたが、令和3年からは減少に転じ、令和4年は、47.9%と前年48.6%よりも0.7ポイント減少しました。

国は平成29年12月に再犯防止推進計画を閣議決定しました。その後、犯罪対策閣僚会議（令和元年12月）において「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定したほか、再犯防止推進計画等検討会における数次の議論を経て、令和5年3月には、再犯防止に向けた取組をさらに深化させ推進していくため、第二次推進計画を定めています。

犯罪に手を染めてしまった人が再び罪を犯さないよう、その立ち直りを支援するためには、地域社会で孤立せず安定した生活が続けられるよう、就労・住居・保健医療・福祉等、市民生活に直結した行政支援につなげていくことが重要です。

こうした支援につなげることは、単に個人の福祉増進のみならず、犯罪をした人の地域移行を適切に図り、再犯防止に向けて“息の長い支援”を実施するという観点からも必要なことであることから、本市の実情を踏まえた「飯田市再犯防止等推進計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

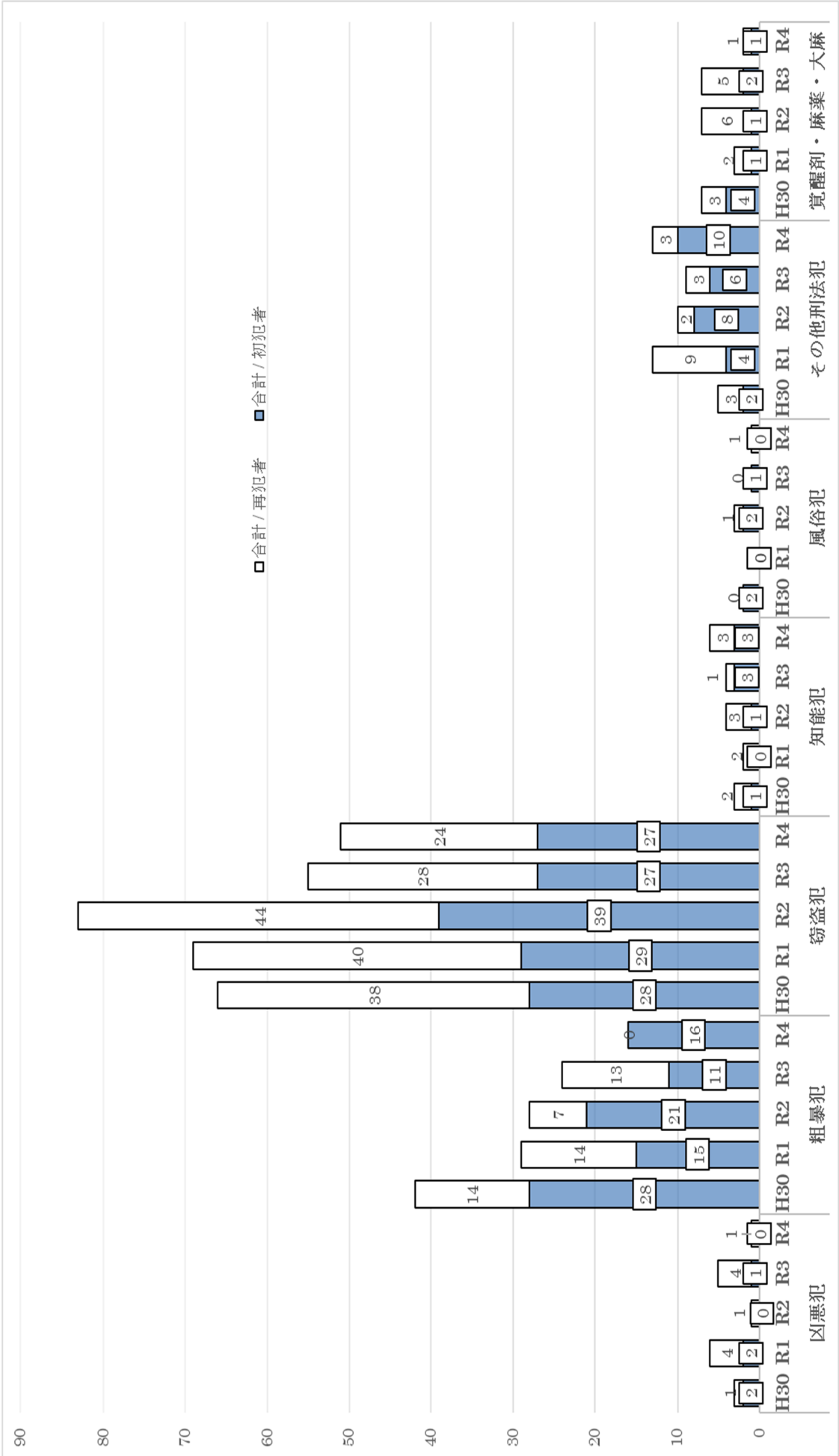
本計画は、本市地域福祉計画が目指す「誰もが生涯を通じてその人らしく暮らすまちをつくる～支え合いが感じられる心豊かなまちづくり～」を実現するため、再犯防止の観点からまとめたもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として位置付けます。

上位計画に当たるいいだ未来デザイン2028及び地域福祉計画との内容の整合や実務上の連携を図りながら推進していきます。

3 計画の期間

本計画における計画期間は、令和7年度を初年度とし、「第3期飯田市地域福祉計画」の周期に合わせ、令和10年度までの4カ年とします。社会情勢や再犯防止を取り巻く環境の変化により、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画期間の途中であっても本計画の見直しを行うものとします。

4 飯田市の現状



5 取組方針

平成26年12月16日に犯罪対策閣僚会議で決定され「犯罪に戻らない・戻さない」という方針の下、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、そうした人を再び受け入れることができる社会を目指すものとされています。

この方針は、「持続可能な開発目標（SDGs）」にうたわれている「誰一人取り残さない」という社会理念と合致しています。

本市では、上記の理念を実現するため、長野県が策定した「長野県再犯防止推進計画」を踏まえ、次のとおり重点的に実施する取組を定め、施策を推進します。

重点的に取り組む事項

- ア 関連機関との連携・協力ときめ細かな相談体制の確保
- イ 就労・住居の確保等
- ウ 適切な相談支援と福祉サービスの提供
- エ 見守り・支え合い・居場所の確保などによる地域の包摂の推進
- オ 学校等と連携した非行防止に向けた取組
- カ 広報、啓発活動の推進

6 推進する施策

犯罪をした人の中には、安定した仕事や住居がない、薬物やアルコール等への依存、発達障がいや知的障がいの疑いがある人、高齢で身寄りがないなど、地域社会で生活する上で、様々な課題を抱えている人が数多く存在しています。保護観察中から、本人やその人を取りまく人たちの様々な不安を少しでも軽減し、地域社会で孤立せずに安定して生活することができるよう、関係機関や地方公共団体が行う各種行政サービスにつなげることが極めて重要です。

満期釈放者は保護観察による継続的な指導や支援を受けられないことに加え、社会に適当な帰住先がない人が多く、孤立しがちであり、地域とつながりにくいといった現状があります。

また、高齢者（65歳以上の人）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高く、さらに、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の人が出所後6カ月未満という極めて短期間で再犯に至っています。また、知的障がいのある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。近年では、衝動性の高さやこだわりの強さ等の特性を持った発達障がいがある受刑者も増えており、それぞれの特性への理解を深め、的確な支援を行うことが重要です。

(1) 関連機関との連携・協力ときめ細かな相談体制の確保

- ア 飯田市（飯伊圏域）内の更生保護に関わる各機関が連携・協力して再犯防止に取り組みます。

- イ 「社会を明るくする運動」飯田市推進委員会の取組を推進し、支援します。
- ウ 「福祉まるごと相談窓口」や飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」など、断らない相談窓口としての機能を発揮し、相談に当たります。
- エ 保護司と保護観察対象者との面接場所として、保護司の安全確保や自宅で面接を行うことへの不安を軽減する目的に市内全地区において公民館（21館）を無償で貸し出します。

(2) 就労・住居の確保等

- ア 飯田市生活就労支援センター「まいさぼ飯田」、ハローワーク飯田、いいだ若者サポートステーションなど、就労関係の機関と連携し、個々の心身の状況やニーズに応じ、適切な就労支援を行います。
- イ 住居を失うおそれがある方、あるいは住居を失った方に対し、生活困窮者自立支援事業における、「住居確保給付金」や「一時生活支援事業」を適用するなど、適切な支援を行います。

(3) 適切な相談支援と福祉サービスの提供

- ア 「福祉まるごと相談窓口」で、懇切丁寧な相談支援を行うとともに、関係機関と連携しながら、適切な福祉サービスにつなげます。
- イ 福祉サービスの提供に当たっては、個々の心身の状況を把握し、ニーズに応じた支援につなげます。

(4) 見守り・支え合い・居場所の確保などによる地域の包摂の推進

- ア 「社会を明るくする運動」の取組や「更生保護」に対する理解を進めながら、地域での「見守り・支え合い」活動を推進していきます。
- イ 生きづらさを抱えている人、制度の狭間に陥っている人などの居場所の確保について、重層的支援体制整備事業における「参加支援事業」の中で、検討を進めます。
- ウ 保護観察対象者が再犯をせずに、健全な社会の一員として生活していけるよう、地域や市民のニーズのあるところと結びつけ、「居場所と出番」の確保につなげていくことが重要です。保護司、飯田地区保護司会、更生保護サポートセンターと飯田市関係部局が密な情報共有を実施し、民生児童委員等、地域で活動している福祉関係者と連携しながら、継続的で長期的な支援をしていきます。

(5) 地域や学校等と連携した非行・犯罪防止に向けた取組

- ア 「社会を明るくする運動」を通じた様々な非行防止の取組を推進します。
- イ 主に小中学校の児童・生徒を対象に「非行・犯罪」をテーマとした作文コンテストや中学生を対象とした講話会を実施します。
- ウ 更生保護団体、まちづくり委員会、小中学校PTAなどが協働し、“犯罪のない明るい地域社会”を作るため、内閣総理大臣メッセージ伝達式、公開ケース研究会、地区

講演会等を開催します。

エ 小中学生及び家庭への啓発活動として、市内全小中学校へ啓発資料を配布します。

中学校では、校長・教頭・生徒指導担当教師と保護司で情報交換します。

オ 「社会を明るくする運動」の趣旨に添う講演会を開催した学校に対して補助金を交付します。

(6) 広報、啓発活動の推進

ア 「社会を明るくする運動」の飯田市独自の取り組みとして、「愛のはがき募金」について、市民への理解を広めると共に、活動の輪が広がるよう努めます。

イ 再犯防止啓発月間である7月には、市街地において、街頭啓発活動を行います。

ウ 広報いいだに「社会を明るくする運動」の事業概要、「愛のはがき募金」について、記事を掲載します。

エ 市内公共施設、協力事業主事業所、保護司宅等にポスターの掲示をします。

オ 各事業について地元紙へ取材を働きかけます。

カ 飯田市ウェブサイトへ事業報告等を随時掲載します。

7 計画の点検及び評価

本計画の達成状況等進行管理をするための点検及び評価は、飯田市社会福祉審議会本部会及び更生保護に携わる団体等の関係機関が行います。

なお、本計画に見直しの必要が生じた時は、上記関係者において審議を行います。

8 犯罪被害者等支援について

地域社会で生活する犯罪をした人が抱える生きづらさへの課題に対応し、その再犯を防止するため、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携協力して実施する必要があります。その上で今回、飯田市では、地域社会で生活する犯罪をした人に対する支援に当たり、再犯の防止等の推進に関する法律における地方再犯防止等推進計画を策定しました。

一方で、複雑な課題が存在する社会情勢の中、実際に犯罪による被害に遭われた方に対する支援も強く求められています。

誰もが安心して暮らすことのできる犯罪のないまちづくり、犯罪をした人の再犯防止に向けた取組を進めると同時に、犯罪による被害者等に対する支援についても、支援を進める必要があります。

飯田市は、飯田市犯罪被害者等支援条例（仮称）を制定（令和7年4月1日施行予定）し、次のような支援策を実施します。また、条例とは別に要綱を定め、犯罪による被害者の支援に取り組みます。

主な支援策

ア 相談及び情報の提供等

イ 日常生活の支援

- ウ 居住の安定
- エ 雇用の安定
- オ 経済的負担の軽減
- カ 市民等及び事業者の理解の促進
- キ 民間支援団体に対する支援
- ク 見舞金の支給
- ケ 日常生活支援給付金の給付

9 更生保護団体について

◆飯田地区保護司会

保護司は、法務大臣の委嘱を受け、犯罪や非行をした人達が再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを支える民間のボランティアです。保護観察官と連携しながら、保護観察対象者との定期的な面接や指導、助言などを行うほか、“社会を明るくする運動”などを通じて更生保護や犯罪予防の啓発活動などを実施しています。

飯田地区保護司会（定員48名）は、保護司一人ひとりの研修・情報交換の場であるとともに、地域における犯罪予防活動等を推進しています。

○事務局：飯田市役所福祉課

◆飯田市更生保護女性会

更生保護女性会は、広く社会の方々に更生保護の心を伝えながら立ち直りの支援を行うボランティア団体です。また、次世代を担う青少年の健やかな成長を願い、青少年の非行の防止、健全な育成及び地域の子育て支援を、関係団体と連携しながら進めています。

飯田市更生保護女性会では、“社会を明るくする運動”における各地区でのミニ集会開催や、児童養護施設への手縫い雑巾寄贈、民生児童委員の赤ちゃん訪問に合わせたプレゼントの配布（ガーゼハンカチやスタイ、メッセージカード）などを行っています。

○事務局：飯田市社会福祉協議会

◆飯伊地区更生保護協力事業主会

協力雇用主（事業主）は、罪を犯した人たちの自立及び社会復帰に協力することを目的として、罪を犯した人たちを雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。

飯伊地区更生保護協力事業主会には約90事業所（令和6年10月現在）が会員として登録しており、犯罪をした人たちの雇用や自立支援のほか、更生保護施設への寄附等を行っています。

○事務局：飯田市役所福祉課、下伊那郡町村会

◆飯田人権擁護委員協議会中部部会

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱を受け、地域の皆さんからの人権相談や問題解決の

手助けや人権に関する啓発活動などを行っています。

飯田人権擁護委員協議会中部部会では、特設人権相談のほか、こどもの人権SOSミニレター事業、全国中学生人権作文コンテストの実施、市・学校・保育園等と連携した人権教室、街頭啓発活動、部会研修会などを開催しています。

◆飯田地区保護司会更生保護サポートセンター

更生保護サポートセンターは、保護司会と地域の関係機関や団体とが連携しながら、保護司が地域で更生保護活動を行うための拠点として、平成30年10月15日に開所しました。

飯田地区保護司会では「企画調整保護司」がセンター開所時間内に常駐し、保護観察対象者への処遇活動に対する支援や、犯罪・非行の予防活動などを行っています。

また、更生保護団体との会合や更生保護活動に関する情報提供の場としても活用しています。

開所時間：月・水・金曜日の午前9時から正午の間

問合せ先：飯田地区保護司会更生保護サポートセンター

飯田市大久保町2635 日本テクノスビル3階

電話番号 0265-48-8045

ファクシミリ 0265-48-8046